堺　市　国　民　保　護　計　画

平成２７年１月

堺　　市

目　次

《用語の意義》・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

第１編 総 論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
第１章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第１節 目的等
第２節 武力攻撃事態対処法制
第３節 国民(緊急対処)保護措置
第４節 国民保護計画
第２章 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
第３章 関係機関の責務と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
第１節 関係機関の責務又は役割
第２節 関係機関の事務又は業務の大綱
第４章 市域の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
第１節 地勢
第２節 気象
第３節 社会的特性
第４節 国民(緊急対処)保護措置の実施上の特性
第５章 本計画が対象とする事態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
第１節 武力攻撃事態
第２節 緊急対処事態
第３節 ＮＢＣ(核・生物・化学)兵器による攻撃

第２編 武力攻撃等事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
第１章 実施体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
第１節 初動体制の確立
第２節 (市)対策本部の設置等
第３節 関係機関との連携体制の確保
第２章 住民の避難・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
第１節 警報
第２節 避難の指示
第３節 避難誘導
第３章 避難住民等の救援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
第１節 救援の実施
第２節 安否情報の収集・報告・照会及び回答
第４章 武力攻撃等災害への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
第１節 関係機関の役割

第２節 応急措置等の実施
第３節 生活関連等施設の安全確保
第４節 危険物質等に係る武力攻撃等災害の発生の防止
第５節 ＮＢＣ攻撃による災害への対処
第６節 保健福祉・衛生
第７節 廃棄物の処理
第８節 被災情報の収集・報告・公表
第９節 文化財の保護
第５章 石油コンビナート等地域における災害対処・・・・・・・・・・・・・・・・・96
第１節 武力攻撃等災害への対処のための体制の確立
第２節 避難
第３節 避難住民等の救援
第４節 武力攻撃等災害への対処
第６章 国民生活の安定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・100

第３編 平素からの備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
第１章 組織体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・101
第１節 市における組織・体制の整備
第２節 関係機関等との連携
第３節 研修
第４節 情報収集・提供
第５節 広報・啓発
第６節 訓練
第７節 備蓄
第２章 避難・救援・災害対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・112
第１節 避難
第２節 救援
第３節 災害対処
第３章 特殊標章等の交付及び管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・118
第１節 意義
第２節 赤十字標章等
第３節 特殊標章等

第４編 復旧等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
第１章 施設の応急復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・122
第１節 基本的事項
第２章 武力攻撃等災害の復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・124
第１節 国における所要の法制の整備

第２節 所要の法制が整備されるまでの復旧
第３章 国民(緊急対処)保護措置に要した費用の支弁・・・・・・・・・・・・・・・125
第１節 国民(緊急対処)保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求
第２節 損失補償、損害補償及び損失補てん
第４章 市民等の権利利益の救済に係る手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・126
第１節 市民等の権利利益の迅速な救済
第２節 市民等の権利利益に関する文書の保存

《用語の意義》

この計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。

用　　語	意　義　及　び　用　法
事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成１５年法律第７９号）を指す。
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）を指す。なお、図表等で単に「法」と表記している場合もこの法律を指す。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態）をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。なお、国民保護法第１８３条により、武力攻撃事態の規定が準用される。
武力攻撃等	武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃をいう。
武力攻撃等事態	武力攻撃事態等及び緊急対処事態をいう。
対処基本方針	事態対処法第９条に規定するもので、武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める対処に関する基本的な方針をいう。
緊急対処事態対処方針	事態対処法第２５条に規定するもので、緊急対処事態に至ったときに、政府が定める対処に関する基本的な方針をいう。
対処基本方針等	対処基本方針及び緊急対処事態対処方針をいう。
武力攻撃等災害	武力攻撃等により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的及び物的災害をいう。 武力攻撃による災害と緊急対処事態における災害を区分する場合は、「武力攻撃災害」又は「緊急対処事態における災害」と表記する。

国民（緊急対処）保護措置	対処基本方針等が定められてから廃止されるまでの間に、指定（地方）行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる国民の保護に関する措置（武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃等が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし、同号ヘ　に掲げる措置については、対処基本方針等が廃止された後のものを含む。）をいう。なお、国民保護法第１８３条により、緊急対処保護措置は、国民保護措置の規定が準用される。
対策本部（長）	国では武力攻撃事態等対策本部（長）又は緊急対処事態対策本部（長）、府又は市では国民保護対策本部（長）又は緊急対処事態対策本部（長）をいう。 それぞれを区分する必要があるときは、「（国）対策本部（長）」「（府）対策本部（長）」、「（市）対策本部（長）」と表記する。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定（地方）行政機関	指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いる。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	大阪府の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公益的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で知事が指定するものをいう。
指定（地方）公共機関	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いる。
第五管区海上保安本部等	第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地、堺海上保安署及び岸和田海上保安署
海上保安部（長）等	大阪海上保安監部（長）及び堺海上保安署（長）をいう。
消防局	堺市消防本部及び各消防署をいう。

消防機関	消防組織法に基づく消防本部及び消防団をいう。なお、文脈の中で同一の意味で「消防」との表記も用いる。
自主防災組織	災害対策基本法第５条に定める公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路になる地域を含む。）をいう。
安否情報	避難住民及び武力攻撃等災害により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在る者及び当該市町村で死亡した者を含む。）の安否に関する情報をいう。
応急避難	当面の危険から身の安全を確保するための応急的な避難又は退避行動をいい、避難の指示や退避の指示に基づく屋内避難及び個人の判断で行う自主避難若しくは退避行動をいう。
一時集合場所	武力攻撃等事態において、住民の避難が必要な場合に、避難住民等の把握及び輸送を行うための拠点となる場所をいう。
避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

第 1 編　　総　　論

第１章　　総　　則

第１節　目的等

１　目的

この計画は、市域において、武力攻撃等事態が発生した場合において、武力攻撃等から市民等の生命・身体及び財産を保護し、市民生活・市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃等による災害への対処措置などの国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。

２　保護の対象者

この計画は、市域内にいる住民はもとより、武力攻撃等事態が発生した際に、通勤、通学、旅行などで市域に滞在する者や、他の市町村から市域に避難してきた者も保護の対象とする。

また、これらの者については、国籍を問わず保護の対象とする。

以下、この計画において、保護の対象となるこれらの者を「市民等」と呼ぶものとする。

３　地域防災計画及び危機管理ガイドラインとの連携

⑴　継続性・一貫性の確保

国民（緊急対処）保護措置は、国の対処基本方針等が定められてから実行される仕組みになっているが、対処基本方針等が定められるまでの間における初動対応や原因が不明な災害が発生した場合の対処については、当初は地域防災計画又は危機管理ガイドラインに基づいて行うことになる。

この場合、その後国の事態認定が行われたときは、国民（緊急対処）保護措置を実施することになるが、その事態認定前における措置と事態認定後における措置の継続性・一貫性等を確保する観点から、地域防災計画及び危機管理ガイドラインと共通的な事項についても本計画に含め、市として切れ目のない対応ができるようにする。

⑵　危機管理センターによる初動対応

武力攻撃等事態において、国の対処基本方針等の決定に伴い、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合は、直ちに対策本部を設置して、必要

な国民（緊急対処）保護措置を実施するが、その事案の原因が不明であることなどから、国において直ちに事態等の認定がなされない場合（以下、「原因が不明な事案が発生した場合」という。）は、危機管理センターを設置して迅速かつ的確に初動対応を実施する。

第２節　武力攻撃事態対処法制

１　武力攻撃事態対処法と国民保護法

⑴　武力攻撃事態対処法

平成１５年６月、有事法制の基本法である「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（武力攻撃事態対処法）」が成立し施行された。この法律は、武力攻撃事態への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めたものである。

なお、この法律は、その後の国民保護法の成立過程において、大規模テロ等の緊急対処事態についても武力攻撃事態等への対処に準じて対処するよう改正された。

⑵　国民保護法

武力攻撃事態対処法の成立を受けて、平成１６年６月、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」が成立し、同年９月施行された。この法律は、武力攻撃等事態において武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃等による国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃等災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めたものである。

２　その他の関連法制等

⑴　事態対処法の制定に伴い、前述の国民保護法のほか、次の法制が整備された。

① 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）

② 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）

③ 国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法）

④ 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）

⑤ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）

⑥ 自衛隊法の一部を改正する法律

⑵　関連する条約としては、ジュネーヴ諸条約のほか、１９４９年８月１２日のジュ

ネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）、１９４９年8月１２日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第二追加議定書）がある。また、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定（日米物品役務相互提供改正協定）がある。

図：武力攻撃等事態への対処に関する法制

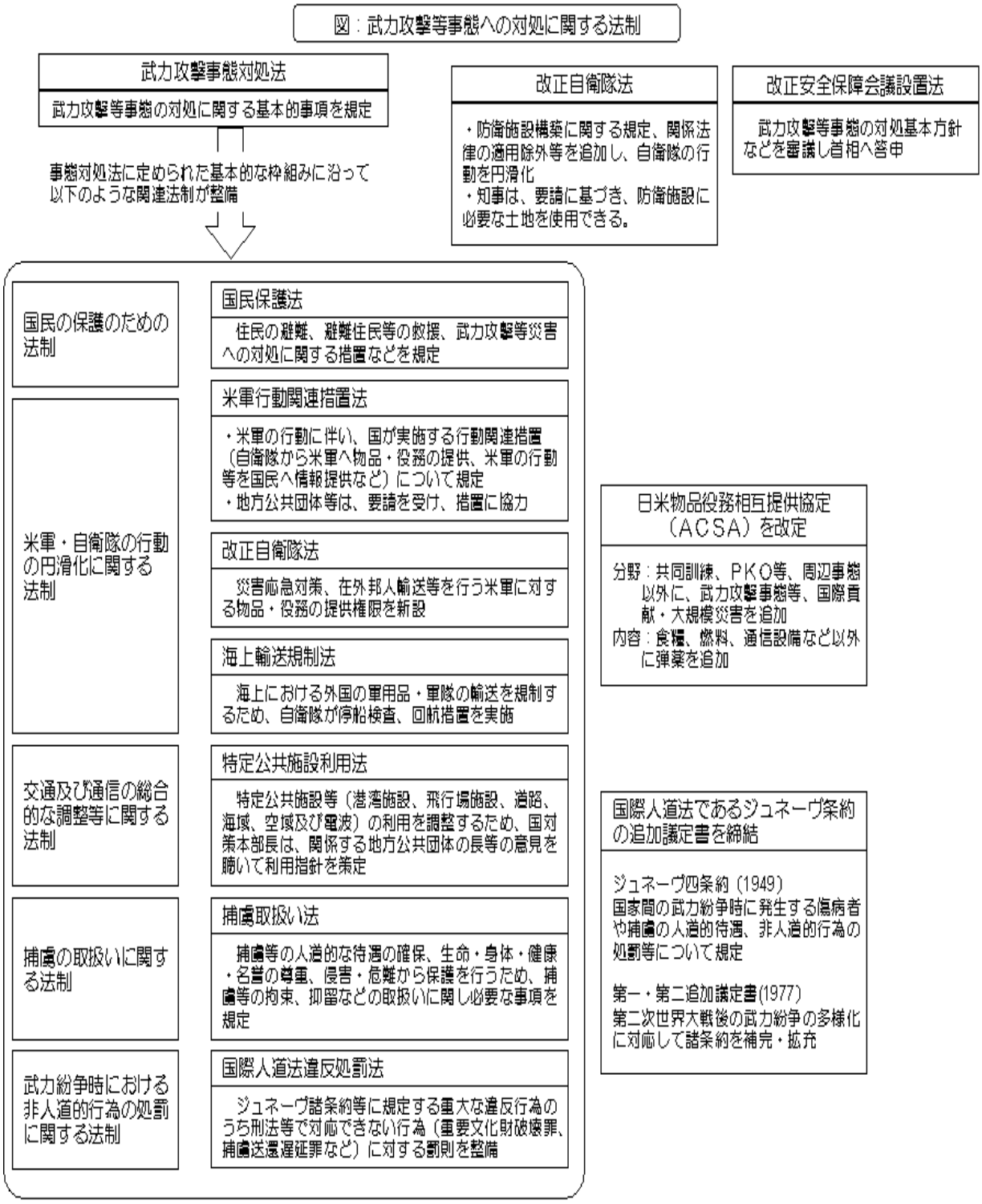

第３節　国民（緊急対処）保護措置

１　国民（緊急対処）保護措置の仕組み

国民保護法では、国や地方公共団体等は、武力攻撃等から国民の生命・身体及び財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国民（緊急対処）保護措置を実施することとされている。

国民（緊急対処）保護措置の実施にあたっては、国があらかじめ定める基本指針に基づき、指定行政機関及び府が国民保護計画を、指定公共機関が国民の保護に関する業務計画（以下、「業務計画」）を作成し、更に、大阪府国民保護計画に基づき、市は国民保護計画を、指定地方公共機関は業務計画を作成することとなっている。

武力攻撃等事態が発生した場合は、国が対処基本方針等を定め、国は（国）対策本部を、府は（府）対策本部を、市は（市）対策本部を設置するなどの体制を確立し、国、府及び市並びに指定（地方）公共機関等が連携して、それぞれの計画で定めるところにより、「住民の避難」、「避難住民等の救援」及び「武力攻撃等災害への対処」などの国民（緊急対処）保護措置を実施することとされている。

２　対策本部の設置

武力攻撃等を受けた場合、国は、事態対処法に基づき、対処基本方針等を閣議決定し、（国）対策本部を設置するとともに、対策本部を設置すべき地方公共団体を指定することとされている。

これを受け、知事及び市長は、（府）又は（市）対策本部を設置し、（国）対策本部長又は内閣総理大臣の指示及びそれぞれの国民保護計画に基づき、国民（緊急対処）保護措置を実施することとされている。

なお、国民（緊急対処）保護措置は、対策本部の設置の指定がない場合においても、実施できることとされている。

３　国民（緊急対処）保護措置の主なもの

⑴　住民の避難

①　警報の発令・通知及び伝達

（国）対策本部長は、基本指針及び対処基本方針等で定めるところにより、警報を発令するとともに、その内容を直ちに指定行政機関の長に通知し、通知を受けた総務大臣が都道府県知事に通知し、更に知事が市町村長に通知することとされている。

通知を受けた市町村長は、本計画で定めるところにより、住民及び関係のある公私の団体等に伝達することとされている。

②　避難の指示及び避難実施要領の策定

（国）対策本部長は、基本指針で定めるところにより、総務大臣を経由し、直ち

に、都道府県知事に対して避難措置（①要避難地域、②避難先地域、③住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要）の指示を行い、指示を受けた知事は、前述①～③のほか主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を定め、直ちに市町村長を通じて住民に対して避難指示を行うこととされている。

避難指示を受けた市町村長は、知事の避難指示を、できる限り速やかに住民に伝達するとともに、住民の避難及び避難誘導に関する事項などを定めた避難実施要領を策定し、住民及び関係のある公私の団体等に伝達するとともに関係機関に通知し、避難実施要領で定めるところにより、住民の避難誘導にあたることとされている。

⑵　避難住民等の救援

①　救援

（国）対策本部長は、基本指針で定めるところにより、被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、また、避難措置の指示を行ったときは、避難先地域を管轄する都道府県知事に対して救援の措置の指示を行うことができるものとされている。

指示を受けた知事は、市町村長の協力を得ながら避難住民や被災住民に対して、水や食料の給与及び医療の提供等の救援を実施することとされている。

指定都市の長は、都道府県知事が行う救援の措置については自ら行うこととされている。

②　安否情報の収集及び提供

安否情報の収集に関しては、市町村長が中心となって収集し、都道府県知事がこれを整理して総務大臣に報告することとされている。

安否情報の提供に関しては、住民の照会に対して国（総務省）及び地方公共団体（府及び市）が、個人情報の保護に留意しつつ行うこととされている。

なお、日本赤十字社は外国人に関する安否情報の収集及び提供を行うこととされている。

⑶　武力攻撃等災害への対処

武力攻撃等災害への対処においては、国は、自ら武力攻撃等災害の防除及び軽減のための措置を講ずるほか、（国）対策本部長は、必要な場合は危険物質等に係る武力攻撃等災害の発生防止や武力攻撃等原子力災害への対処等の措置に関する指示を行うこととされている。

都道府県知事は、武力攻撃等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において緊急の必要があると認めるときは、警報の発令を待たずに緊急通報を発令するものとされており、また、（国）対策本部長の措置の指示に基づき、あるいは自ら基本指針及び国民保護計画に基づき、警戒区域の設定、退避の指示その他の応急措置

を行うものとされている。

なお、都道府県公安委員会及び海上保安部長等は、知事の要請があったとき又は必要があると認めるとき、立入制限区域を指定できるものとされている。

市町村長は、都道府県知事が発令する緊急通報を警報の場合に準じて伝達するほか、警戒区域の設定、退避の指示、応急公用負担及びその他の応急措置等を行うとともに、被害状況を把握し、消防等の活動により被害の拡大や二次災害を防止することとされている。

この際、市町村の対処能力を超える場合は、他の地方公共団体及び知事を通じて国に支援を要請することができるとされている。

４　都道府県知事による事務の代行

武力攻撃等災害の発生により市が壊滅的な被害を受けた場合など、市町村として国民（緊急対処）保護措置に係る事務を行うことが不可能になったときは、国民（緊急対処）保護措置の全部又は一部は、都道府県知事が代行することとされている。この場合、市町村が機能を回復し、国民（緊急対処）保護措置に係る事務が実施できるようになったときは、市町村長は、知事からその事務を引き継ぐものとされている。

第４節　国民保護計画

１　本計画の作成根拠

市は、武力攻撃等事態において、国民保護法その他の法令、基本指針及び大阪府国民保護計画に基づき、市民等の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、自ら国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域において関係機関が実施する国民（緊急対処）保護措置を総合的に推進する責務を有している。

その責務を果たすため、市長が、国民保護法第３５条及び第１８２条の規定に基づき、国民（緊急対処）保護措置を実施するための基本的な枠組みを定めるものとして本計画を作成するものである。

なお、作成に当たっての技術的助言として、消防庁が平成１８年１月に、府が平成１８年３月に、それぞれ市町村国民保護計画のモデルを作成している。

２　本計画に定める事項

⑴　市の区域にかかる国民（緊急対処）保護措置の総合的な推進に関する事項

⑵　市が実施する国民保護法第１６条第１項及び第２項に規定する次の国民の保護に関する事項

①　警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する事項

② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他避難住民等の救援に関する事項

③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃等災害への対処に関する措置

④ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置

⑤ 武力攻撃等災害の復旧に関する措置

⑶ 国民（緊急対処）保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

⑷ 国民（緊急対処）保護措置を実施するための体制に関する事項

⑸ 国民（緊急対処）保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

⑹ 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民（緊急対処）保護措置に関し市長が必要と認める事項

３ 計画の作成・見直し・変更手続き等

⑴ 計画の作成

計画の作成にあたって、国民保護法第３５条及び第３９条第３項の規定を踏まえ、次の手続きをとった。

① 堺市国民保護協議会に諮問する。

② 指定行政機関、府及び他の市町村の国民保護計画との整合性を確保するとともに、他市町村と関係のある事項を定めるときは、当該市町村長の意見を聴く。

③ パブリックコメントを行う。

④ 知事に協議する。

⑤ 市議会に報告する。

⑥ 市民に公表する。

図：国民保護計画策定の流れ

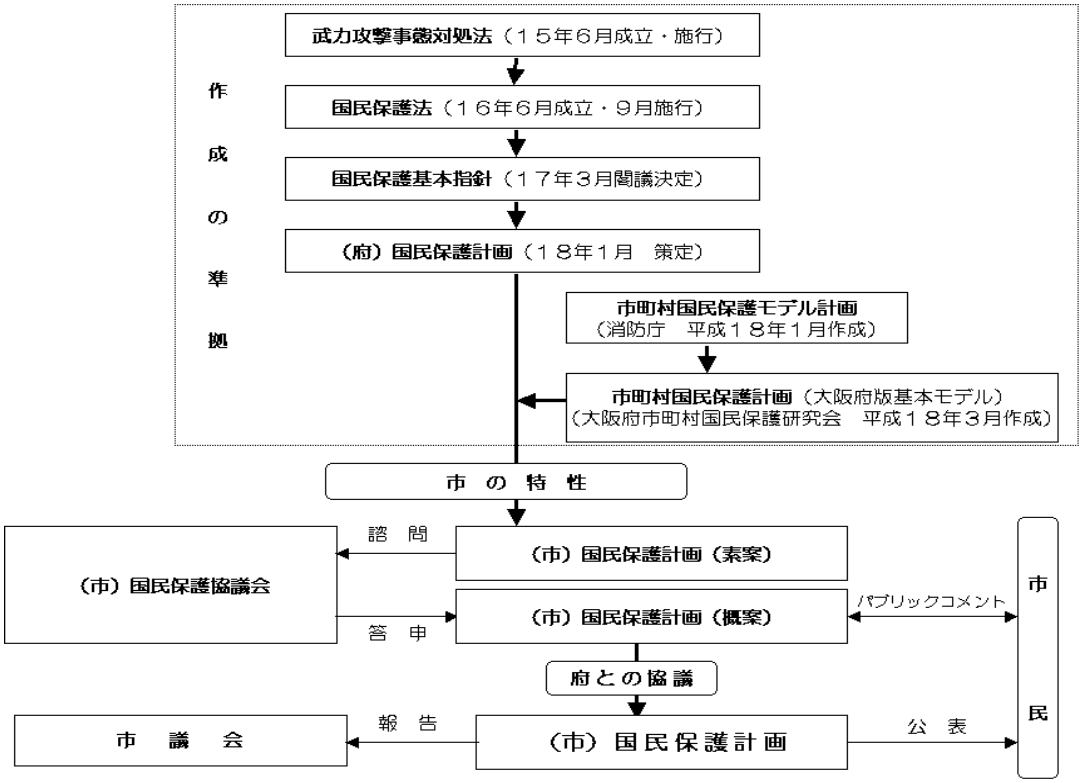

⑵　計画の見直し

基本指針は、政府における国民（緊急対処）保護措置についての検証、国民（緊急対処）保護措置に係る研究や新たなシステムの構築、国民（緊急対処）保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえて不断の見直しを行うこととされており、これらの見直しに基づき、大阪府国民保護計画についても変更されることになる。

本計画についても、堺市国民保護協議会をはじめ広く関係者の意見等を求めた上で、これら国・府の見直し、修正への対応などを含め、不断の見直しを行う。

⑶　計画の変更

本計画の変更に当たっては、国民保護法第３９条第３項の規定により、堺市国民保護協議会に諮問するとともに、同法第３５条第５項の規定により、知事に協議するなど、原則として計画策定と同様の手続きをとる。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（国民保護法施行令）第５条で定める次の軽微な変更については、上記の手続きは必要としないこととされている。

①　区画、郡、区、市町村内の町名等の変更

②　指定（地方）行政機関、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関その他の関係機関等の名称又は所在地の変更

③　その他、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

４　計画の作成又は変更に係る関係機関への協力要請

市長は、計画の作成又は変更のため必要がある場合には、指定（地方）行政機関の長、知事並びに指定（地方）公共機関及びその他の関係者に対して、資料又は情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求める。

５　本計画の実行

事態対処法の規定による対処基本方針等が定められたときは、対処基本方針等及び知事(（府）対策本部長)の指示等に基づき、本計画を実行することになる。

なお、原因不明の事案が発生した場合は、危機管理センターを設置し、本計画又は危機管理ガイドラインに基づく初動対応を実施する。

６　実施マニュアル（仮称）の作成

本計画に基づく措置を円滑に実施するため、府が作成する実施マニュアルとの整合性を考慮しながら、具体的な実施手順などを定める市の実施マニュアル（仮称）を作成する。

その際、関係機関と十分協議するとともに、計画の見直し・変更に応じて適時修正を行う。

なお、本計画や実施マニュアル（仮称）の作成に当たっては、（市）地域防災計画等に基づく取り組みの蓄積をできる限り活用する。

第 2 章　基 本 方 針

市は、武力攻撃等事態において、国民保護法その他の法令、基本指針、大阪府国民保護計画及び本計画に基づき、市民等の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、自ら国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施する。その際、特に以下の事項に留意する。

１　基本的人権の尊重

国民（緊急対処）保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限に尊重することとする。救援等の措置において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

２　市民等の権利利益の迅速な救済

国民（緊急対処）保護措置の実施に伴う損失補償、国民（緊急対処）保護措置に係る不服申し立て又は訴訟その他市民等の権利・利益の救済に係る手続きを、できる限り迅速に処理するよう努める。

３　高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

国民（緊急対処）保護措置の実施にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他特に配慮を要する者の個性や生活状況に応じた、きめ細かな保護について留意する。

また、この計画の保護の対象者の国籍は問わないことを認識するとともに、国際的な武力紛争に適用される国際人道法の的確な実施を確保する。さらに、男女共同参画の視点に基づく計画の推進に努める。

４　市民等に対する情報の提供

武力攻撃等事態においては、市民等に対し、国民（緊急対処）保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。

５　関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保

国、府、近隣市町村並びに指定（地方）公共機関と平素から情報の共有化を図り、相互の連携体制の整備に努める。

６　市民等の協力

国民（緊急対処）保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民保護法の

規定により、市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民等の協力は、その自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならないことに留意する。

また、避難や救援などにおいて市民等の自発的協力が得られるよう、平素から広報・啓発等に努める。

７　指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

指定（地方）公共機関の国民（緊急対処）保護措置の実施方法については、当該機関が武力攻撃等事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

また、日本赤十字社が実施する国民（緊急対処）保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定（地方）公共機関が実施する国民（緊急対処）保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

８　国民（緊急対処）保護措置の実施に従事する者等の安全の確保

国民（緊急対処）保護措置の実施に従事する者の安全の確保に十分配慮する。

また、要請に応じて国民（緊急対処）保護措置の実施に協力する者に対しては、その内容に応じた安全の確保に十分に配慮する。

９　地域防災計画等に基づく取り組みの蓄積の活用

武力攻撃等事態への対応については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、国民（緊急対処）保護措置の実施に関しては、地域防災計画その他既存の計画等に基づく取り組みの蓄積を活用する。

また、阪神・淡路大震災の経験と復興の過程で培ってきた様々な蓄積を活かしつつ、消防団及び自主防災組織等の充実・活性化などに努めるとともに、ボランティアへの支援を行うなど地域防災力のより一層の強化を図る。

第３章　関係機関の責務と役割

第１節　関係機関の責務又は役割

国民（緊急対処）保護措置の実施主体である国、地方公共団体及び関係機関の責務等は、次のとおりである。

１　国

国は、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に支援し、並びに国民（緊急対処）保護措置に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備するものとされている。

２　府

府は、自ら住民に対する避難の指示、避難住民等の救援、武力攻撃等災害への対処などの国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、府域において関係機関が実施する国民（緊急対処）保護措置を総合的に推進するものとされている。

３　市

市は、自ら警報等の市民等への伝達や避難誘導、避難住民等の救援、武力攻撃等災害への対処などの国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域において関係機関が実施する国民（緊急対処）保護措置を総合的に推進する。

４　消防局

消防局は、武力攻撃等災害への対処や避難住民等の救援を行うとともに、警報等の市民等への伝達、避難住民の誘導などの措置を行う。

５　消防団

消防団は、武力攻撃等災害への対処を消防局と協力して行うとともに、警報等の市民等への伝達、避難住民の誘導などの措置を他の関係機関と連携して行う。

６　府警察

府警察は、住民避難等のための交通規制を実施するとともに、市町村長等の要請に応じて、避難住民の誘導や生活関連施設の警備などの措置を行うものとされている。

７　第五管区海上保安本部等

第五管区海上保安本部等は、船舶内に在る者への警報等の伝達や避難住民の誘導、武力攻撃等災害への対処などの措置を行うものとされている。

８　自衛隊

自衛隊は、知事から避難住民の誘導、避難住民等の救援、武力攻撃等災害への対処等の国民（緊急対処）保護措置に関する要請を受けた場合で、防衛大臣が事態やむを得ないと認めるとき、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障が生じない範囲で、可能な限り国民（緊急対処）保護措置を実施するものとされている。

９　指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、国民保護法で定めるところにより、その業務について、国民（緊急対処）保護措置を実施するものとされている。

１０　市民等の協力

府及び市町村等は、国民保護法の規定により、①避難住民の誘導に必要な援助、②避難住民等の救援に必要な援助、③消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃等災害への対処に関する措置に必要な援助、④保健衛生の確保に必要な援助について、安全性の確保に配慮したうえで、自発的な協力が得られるよう要請することができることとされている。

第２節　関係機関の事務又は業務の大綱

国民（緊急対処）保護措置に関し、市、府、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理するものとされている。

１　市が実施する事務又は業務の大綱

①　国民保護計画の作成
②　国民保護協議会の設置、運営
③　対策本部の設置、運営
④　組織の整備、訓練
⑤　警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関との調整その他の住民の避難に関する措置の実施
⑥　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
⑦　退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武

力攻撃等災害への対処に関する措置の実施

⑧　水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施

⑨　武力攻撃等災害の復旧に関する措置の実施

２　府が実施する事務又は業務の大綱

①　国民保護計画の作成

②　国民保護協議会の設置、運営

③　対策本部の設置、運営

④　組織の整備、訓練

⑤　警報の通知

⑥　住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、府の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施

⑦　救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施

⑧　武力攻撃等災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、立入制限区域の指定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃等災害への対処に関する措置の実施

⑨　生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施

⑩　交通規制の実施

⑪　武力攻撃等災害の復旧に関する措置の実施

３　指定地方行政機関が実施する事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	１　管区内各府県警察の国民（緊急対処）保護措置及び相互援助の指導・調整 ２　他管区警察局との連携 ３　管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 ４　警察通信の確保及び統制
近畿総合通信局	１　電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 ２　電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること ３　非常事態における重要通信の確保 ４　非常通信協議会の育成指導
近畿財務局	１　地方公共団体に対する災害融資 ２　金融機関に対する緊急措置の指示 ３　普通財産の無償貸付 ４　被災施設の復旧事業費の査定の立会

大阪税関	1　輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1　救援等に係る情報の収集及び提供
大阪労働局	1　被災者の雇用対策
近畿農政局	1　武力攻撃等災害用食料及び備蓄物資の確保 2　農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1　武力攻撃等災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1　ライフライン(電気、ガス、工業用水道)の復旧対策 2　災害対策用物資の適正な価格による円滑な供給の確保 3　事業者(商工業等)の業務の正常な運営の確保
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1　電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2　鉱山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1　被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2　港湾施設の使用に関する連絡調整 3　港湾施設の応急復旧
近畿運輸局	1　運送事業者への連絡調整 2　運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	1　飛行場使用に関する連絡調整 2　航空機の航行の安全確保
大阪管区気象台	1　気象状況の把握及び気象情報の提供
第五管区海上保安本部	1　船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2　海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3　生活関連等施設の安全確保に係る立入り制限区域の指定等 4　海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5　海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃等災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局	1　所有財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2　米軍施設内通行等に関する連絡調整

4　指定（地方）公共機関が実施する事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1　武力攻撃等災害に関する指導、助言等
放送事業者	1　警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

運送事業者	1　避難住民の運送及び旅客の運送の確保 2　緊急物資の運送及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1　避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2　通信の確保及び国民（緊急対処）保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1　電気の安定的な供給
ガス事業者	1　ガスの安定的な供給
水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1　水の安定的な供給
郵便事業者	1　郵便の確保
一般信書便事業者	1　信書便の確保
病院その他の医療機関	1　医療の確保
河川管理施設、道路及び空港の管理者	1　河川管理施設、道路及び空港の管理
日本赤十字社	1　救援への協力 2　外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2　銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会	1　要援護者支援等に対する協力 2　ボランティア活動に関する協力
公益財団法人 大阪府消防協会	1　防災・防火思想の普及 2　消防団員の教養訓練

第 ４ 章　　市 域 の 特 性

第1節　地　勢

堺市は、大阪府のほぼ中央より南に位置し、北は大和川を隔てて大阪市と、東南は和泉山地の流れをくむ丘陵地帯に寄りかかるような形で松原市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市及び河内長野市と、南は高石市及び和泉市と、西は大阪湾に接しており、平成１８年1月1日現在、東端（東経１３５°３５′１５″）、西端（東経１３５°２４′０８″）、南端（北緯３４°２５′４８″）、北端（北緯３４°３６′３１″）、面積１４９．９９ｋｍ^{2}を有する。

１　稜線・水系

市の東南部にある和泉山地は、海底隆起の洪積地層で、大阪湾に向かって丘陵地帯を形成しており、その一部は、市の東南端部において最高地点約２６０ｍを有し、北西方向になだらかに傾斜し、畑～岩室～晴美台～登美丘～金岡～三国ヶ丘に分水嶺を形成する。その北東側は大和川に、南西側は石津川に流れ込む。

２　河川

市の北東地域を流れる東除川・西除川は、美原区内を通って１級河川大和川に流れ込み、市の南西地域を流れる２級河川石津川は、和田川、陶器川、伊勢路川、百済川を合流させて大阪湾に注ぐ。

３　池

市域には、灌漑用水としての溜め池が多数存在し、これらは相互にあるいは河川と連接し、小水路が網の目状に発達している。

４　植生等

南区の南部に広葉樹を主体とした自然の植生を有するほか、各地区に存在する公園等に僅かに自然植生の名残を残している。

５　海岸

海岸部は、堺・泉北石油コンビナートに連接し、自然の海浜はなく、ほぼ全域が海面から２～３ｍの護岸壁を形成している。

第2節　気象

１　気温及び雨量

市の区域は、大阪湾の海洋気象の影響を受けて全般的には安定型で、平均気温は１７度前後であり、年間降水量は平均１３３５ミリ程度である。

（２００９年～２０１３年の平均気温と年間雨量）

区分　　年	２００９	２０１０	２０１１	２０１２	２０１３	平　均
平均気温（度）	１６．９	１７．１	１６．６	１６．４	１６．８	１６．８
年間雨量(mm)	１２６８．０	１４２１．５	１４４３．５	１３４８．５	１１９４．５	１３３５．２

資料：気象庁(堺地点)

２　風

風向は、年間を通じて海風（西～西南西）が多く、平均風速は１．７ｍである。

（２００９年～２０１３年の最多風向）

	２００９	２０１０	２０１１	２０１２	２０１３
最多風向	西	西	西	西	西

資料：気象庁(堺地点)

＊ 風向は最多風向であり、夏から秋にかけて(どちらかというと夏に多い。)東北～東北東の陸風が多く吹くこともある。また、都心市街地部では、いわゆるビル風等の局地風が発生するため風向は一定していない。

第３節　社会的特性

１　地域区分

市域のほぼ全域において都市開発が進んでおり、国民（緊急対処）保護措置を実施する上では、これらの地域特性が大きく影響することから、本計画においては以下の地域区分を適用する。

なお、以下の地域区分は、多分に概念的な部分があるので、具体的な措置を行う場合は、境界部分周辺の地域については地域区分を変更することがある。

⑴　臨海部

堺・泉北石油コンビナート地区を中心として、南海線以西～堺駅～府道２９号線以西の周辺市街地を含む地域

⑵　都心市街地部

堺東駅を中心としてＪＲ阪和線以西～石津川以北の地域

⑶　内陸部

上記臨海部、都心市街地部及び美原区を除く阪和道～堺・泉北有料道路以北の地域

⑷　丘陵部

阪和道～堺・泉北有料道路以南の地域

２　人口

⑴　平成２２年国勢調査結果によると、堺市の人口は、８４１，９６６人であり、約６０％が、内陸部に居住する。世帯数は３４４，４６５世帯で、１世帯当たり２．４０人となっている。また、６５歳以上の高齢単身者は、約３．８万人である。

⑵　堺市の昼夜人口比率は、９４．３％であるが、都心市街地部においては、１１６％（＋２．４万人）程度と推定され、また、臨海部には昼間約１．４万人程度の従業員が業務に従事している。

⑶　外国人住民人口数

平成２５年１２月末現在、住民基本台帳人口における外国人住民人口は、１１，７２４人である。国籍(出身地)別人口は、以下のとおりである。

(市民人権局市民生活部戸籍住民課)

年月	総数	韓国及び朝鮮(※)	中国	フィリピン	ベトナム	ブラジル	ペルー	その他
平　成25年12月	11,724	4,706	4,461	640	381	326	211	999

※「朝鮮」とは国籍ではなく、朝鮮半島出身者であることを示す。

（昭和４０年１０月２６日法務省見解「外国人登録上の国籍欄の『韓国』あるいは『朝鮮』の記載について」）

３　交通

⑴　道路

ア　阪神高速道路大阪湾岸線、阪神高速道路大阪堺線及び阪和自動車道は、近畿管内の各府県に連絡する。

イ　地域内の国道は、２６号、３０９号及び３１０号であるが、都心市街地部を中心として府道が発達しており、放射状に伸びる道路とこれらを横に結ぶ環状道路が市のほぼ全域に発達している。

⑵　鉄道

ＪＲ阪和線及び南海線が大阪及び和歌山に連絡しており、高野線が大阪狭山市、河内長野市を経て和歌山県橋本市へ、泉北高速鉄道が泉北ニュータウンを経由して和泉市に連絡する。

また、市内の中心部には大阪市営地下鉄御堂筋線及び阪堺電気軌道阪堺線が走る。

堺市の地域区分及び交通網（イメージ図）

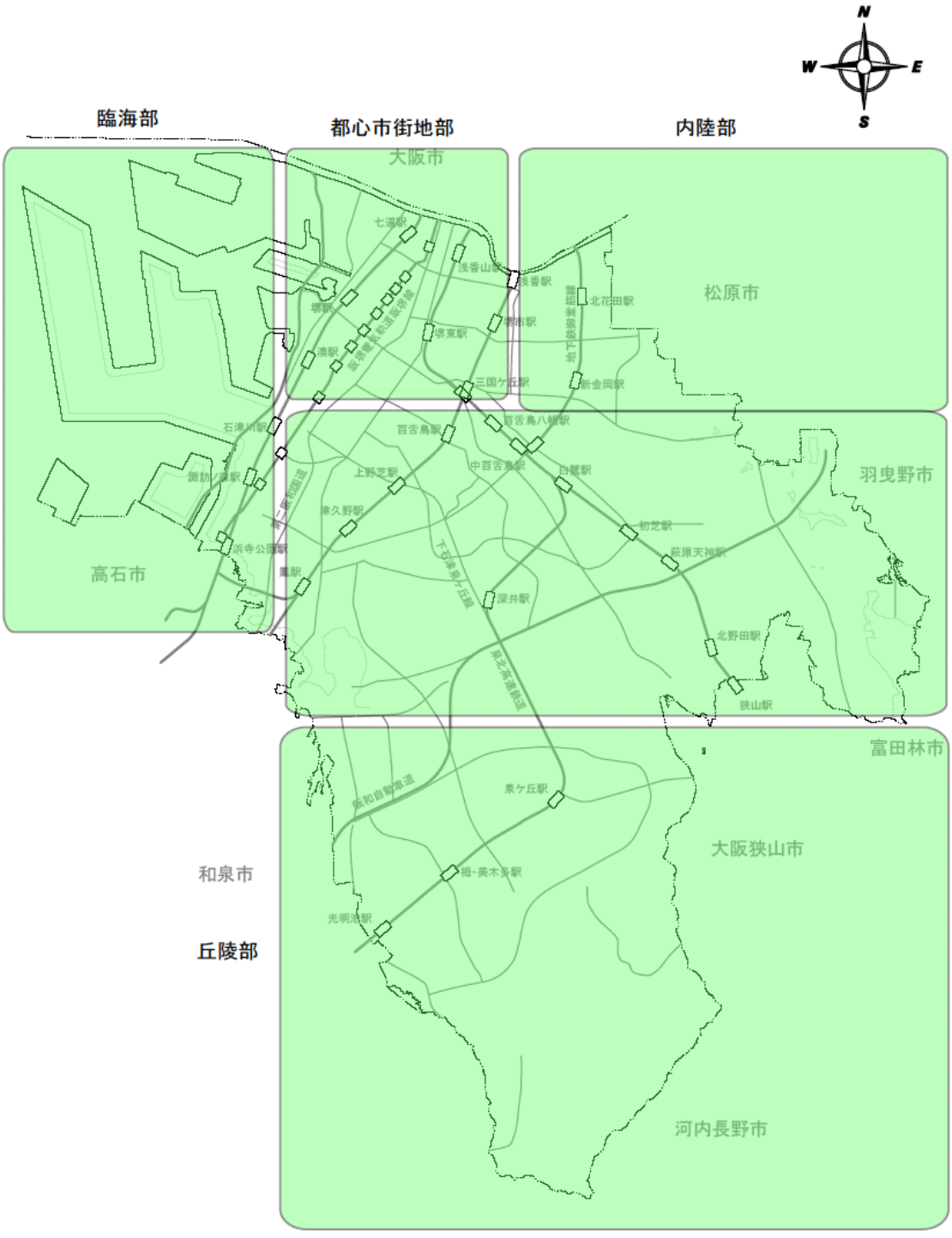

⑶　海上

大型船舶が接岸できる埠頭等の港湾設備は充実しているが、大和川河口付近においては、河川から流出する土砂が堆積するため、一部の埠頭は浚渫を要する。また、フェリー等の専用埠頭の設備はない。

⑷　航空

空港等の施設はないが、災害用のヘリポート等は地域防災計画に位置付けられており、緊急時においてヘリコプターの離着陸が可能な場所は随所にある。

⑸　自動車

平成２５年３月末現在の自動車登録台数は、２５１，９０６台、４月１日現在の軽自動車数は、１９９，８１２台である。

４　建築物等

⑴　地下施設

都心市街地部は、特に堺駅（南海線）、堺東駅（高野線）及び堺市駅（ＪＲ阪和線）を中心とした地域に、比較的堅牢で地下構造を有する建築物が存在するが、地下街等の大規模な地下施設はない。

⑵　高層建築物

超高層建築物（６０m以上）としては、主要な駅前に高層マンションやホテル、堺市役所高層館などがあるが、大阪市内と比べると遙かに少ない。

５　医療

災害拠点病院である市立堺病院（地域災害医療センター）及び大阪労災病院（市町村災害医療センター）をはじめ、市の区域のほぼ全域に災害医療協力病院があり、また、その他の一般病院等も多く医療体制は比較的整っている。

６　避難地等

市の区域には、広域避難地に指定された公園や緑地等が比較的整備されており、また、広域避難地に指定された場所以外にも公園、浄水場・配水場等緊急時の避難場所として活用できる公共的な用地を有する。

また、広域避難地には指定されていないが、臨海部には広大な未活用の埋め立て地があり、これらの地域を活用することも可能である。

７　自衛隊施設等

小さな自衛隊訓練場が存在するが、施設及び部隊等の配置はない。

第４節　国民（緊急対処）保護措置の実施上の特性

１　臨海部

⑴　府内最大規模の石油コンビナートが存在し、生活関連等施設である火力発電所があり、また、石油・ガス等危険物質等の貯蔵・精製・加工施設が多数存在しており、航空攻撃やテロ等の目標となる可能性は否定できない。

　これらの施設等に対する攻撃が行われた場合は、周辺地域に被害が発生することも予想される。

⑵　埋め立て地の外壁で海と接しており、海面から約２～３ｍの岸壁を形成し、小型船舶等の接岸には適さない。

　また、これらの岸壁には随所において埠頭設備があり、乗船場等の設備を整備又は臨時に設置すれば、大型フェリー等の利用も可能であり、また、大和川河口付近を除けば水深が１０ｍ以上あり、大型船舶等による救援物資の揚陸等が十分可能である。

⑶　区域内は、区画整理され道路網も整然と整備されているが、進入路は限定されているため、比較的孤立しやすい地域である。

⑷　埋め立て地にある未活用地域は、救援を行う場合の仮設住宅の建設用地あるいは救援物資等の集積用地としての活用が期待される。

２　都心市街地部

⑴　市役所をはじめ、国や府の行政機関等の施設が集中しており、また、堺駅、堺東駅及び堺市駅が半径１Ｋｍ以内に集中しており、さらに堺市役所やマンション・ホテル等の超高層ビルが存在する等、航空攻撃等の目標とされる可能性がある。

⑵　堺駅、堺東駅及び堺市駅の１日平均乗降人員は、それぞれ、３．３万人、６万人、２．３万人であり、朝夕の通勤ラッシュ時には乗降客が集中するため、テロ攻撃の目標とされる可能性がある。

⑶　区域内には浅香山浄水場があり、この施設に対するテロ攻撃、特に毒物や生物剤の混入等が行われた場合は、被害が広範囲に拡散する可能性がある。

３　内陸部

⑴　臨海部に接する石津・浜寺一帯の地区は、石油コンビナート特別防災区域において武力攻撃等が行われた場合、被害が発生することも予想される。

⑵　区域内には、環状道路や放射状道路が整備されており、泉北下水処理場、金岡公園・大泉緑地及び大阪府立大学などの一時集合場所となる広域避難地が存在し、救援を行う場合の拠点となる地域である。

⑶　区域内には家原寺配水場及び小平尾配水場があり、これらの施設に対するテロ攻

撃等が行われた場合は、被害が広範囲に拡散する可能性がある。

４　丘陵部

⑴　泉北ニュータウンを中心としたベッドタウンで、都心市街地部から離隔しており、武力攻撃等に対しては攻撃目標となる可能性の高い施設が少ない。

　特に、臨海部又は都心市街地部においてＮＢＣ〔Nuclear（核）・ Biological（生物）・ Chemical（化学）〕攻撃を受けた場合、堺市で吹くことの多い西～西南西の風向に対して垂直（南部）方向に位置し、そうした風向きで風が吹いている場合に市民等の避難方向となる地域である。

⑵　生活関連等施設としての泉北浄水池があるほか、晴美台配水場、桃山台配水場、岩室配水場及び陶器配水場があり、これらの施設に対するテロ攻撃等が行われた場合は、被害が広範囲に拡散する可能性がある。

⑶　区域内には、公園及び体育館のほか公共的な施設も充実しており、臨海部及び都心市街地部において武力攻撃等が行われた場合において、市民等の避難及び収容地域として有効な地域である。

第５章　本計画が対象とする事態

基本指針では、武力攻撃事態については４類型、緊急対処事態については４事態例が、次のとおり想定されており、大阪府国民保護計画においても、これら全てを対象としている。

本計画においても、これら全てを対象とし、その類型・事態例に応じた国民（緊急対処）保護措置を実施する。

なお、市域における事態の想定については、今後も国及び府の情報等を踏まえ、関係機関と連携して研究していく。

第１節　武力攻撃事態

１　事態想定

武力攻撃とは、我が国に対する外部からの武力攻撃をいい、武力攻撃事態とは武力攻撃が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいい、武力攻撃予測事態とは武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。基本指針においては、武力攻撃事態として、次に掲げる４類型が示されている。

Ⅰ　着上陸侵攻

Ⅱ　ゲリラや特殊部隊による攻撃

Ⅲ　弾道ミサイル攻撃

Ⅳ　航空攻撃

２　各種事態類型の特徴と留意事項

(1)　着上陸侵攻

島国である我が国の領土を占領しようとする場合、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる着上陸侵攻を行うことになるとされている。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いとされている。

ア　攻撃目標となりやすい地域

船舶により上陸を行う場合は上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が、航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となりやすいとされている。

イ　想定される主な被害

主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油

コンビナートなど攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

ウ　被害の範囲・期間

武力攻撃災害が広範囲にわたり、要避難地域が広範囲になるとともに、避難期間も比較的長期に及ぶと想定されている。

エ　事態の予測・察知

攻撃国による船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能であるとされている。

オ　避難・救援・災害対処

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるとされているが、市の人口規模に見合った避難のための交通手段及び受け入れ施設の確保の観点から、多数の市民等を短期間で遠方へ避難させることは極めて困難であることから、実際に避難させる必要が生じた場合においては、（国）対策本部及び（府）対策本部の指示を踏まえ、適切に対応する必要があるとされている。

⑵　ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア　攻撃目標となりやすい地域

都市部の政治経済の中枢、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要であるとされている。

イ　想定される主な被害

少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊が考えられるとされている。

ウ　被害の範囲・期間

被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、被害の範囲が拡大するおそれがあるとされている。

エ　事態の予測・察知

攻撃する者は、その行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生じることも考えられるとされている。

オ　避難・救援・災害対処

ゲリラや特殊部隊の危害が市民等に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させるなど、適切な対応を行う必要があり、武力攻撃災害の兆候を覚知した場合には、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の必要な措置を

講ずる必要があるとされている。

⑶　弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、重量物を長距離にわたり投射することが可能であり、核・生物・化学兵器などの大量破壊兵器の搭載も可能である。また、発射されると弾道軌道を描いて飛翔し、高角度、高速で落下するなどの特徴を有しているとされている。

ア　攻撃目標となりやすい地域

攻撃目標を特定することは極めて困難であるとされている。

イ　想定される主な被害

通常弾頭の場合にはＮＢＣ弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられるとされている。

ウ　被害の範囲・期間

弾頭の種類（通常弾頭又はＮＢＣ弾頭）を着弾前に特定することは困難である。

エ　事態の予測・察知

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であるとされている。

オ　避難・救援・災害対処

発射後極めて短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、避難や消火活動が中心となる。

特に避難については、当初は、近傍のコンクリート造等の堅牢な施設や地下街等の地下施設など屋内への避難を指示するものとし、着弾後に被害状況を速やかに把握した上で、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を指示する必要があるとされている。

⑷　航空攻撃

ア　攻撃目標となりやすい地域

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定され、また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得るとされている。

イ　想定される主な被害

通常弾頭の場合には、家屋、施設の破壊、火災等が考えられるとされている。

ウ　被害の範囲・期間

攻撃を行う側の意図が達成するまで、繰り返し行われることも考えられるとされている。

エ　事態の予測・察知

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難であるとされている。

オ　避難・救援・災害対処

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地域を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要があるとされている。

第２節　緊急対処事態

１　事態想定

緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。基本指針においては、緊急対処事態として、次に掲げる４事態例が示されている。

なお、緊急対処事態においては、武力攻撃事態のゲリラや特殊部隊による攻撃における対処と類似した事態が想定されるとされている。

〈攻撃対象施設等による分類〉

Ⅰ　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

Ⅱ　多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

〈攻撃手段による分類〉

Ⅲ　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

Ⅳ　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

２　各種事態例と主な被害

各事態例における態様及び被害等は、以下のとおり想定されている。

(1)　危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア　原子力事業所等の破壊

大量の放射性物質が放出され、周辺住民が放射性物質による外部被ばくを受け、また、汚染された飲食物を摂取した場合は内部被ばくを受ける。

イ　石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設の爆破

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

ウ　危険物積載船への攻撃

危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。

エ　ダムの破壊

下流に及ぼす被害は多大なものになる。

⑵　多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に攻撃が行われる事態

大規模集客施設、ターミナル駅、列車等の爆破

爆破による人的被害が発生し、施設等が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

⑶　多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア　ダーティボム〈爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾〉等の爆発

爆発による破片等による被害並びに熱及び炎による被害のほか、放射性物質の拡散による放射線被害を受ける。

小型核爆弾の場合は、核兵器の場合に準ずる。

イ　炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、水源地に対する毒素等の混入

生物剤の特徴については生物兵器の特徴と、毒素の特徴については化学兵器の特徴と同様である。（第１編第５章第３節参照）

ウ　市街地におけるサリン等化学剤の大量散布

化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

⑷　破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による自爆テロ・弾道ミサイル等の飛来

①　主な被害は、施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

②　攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

③　爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。

第３節　ＮＢＣ（核・生物・化学）兵器による攻撃

武力攻撃事態においても、緊急対処事態においても、ＮＢＣ〔Nuclear（核）・ Biological（生物）・ Chemical（化学）〕兵器等を用いて攻撃された場合、特殊な対応が必要となることから、基本指針において示されている以下の想定される被害と留意点を踏まえ、国民（緊急対処）保護措置等を実施する。

なお、実施にあたっては国民（緊急対処）保護措置等に従事する者に、防護服を着用させるなど、安全を確保するための措置を講ずるものとする。

１　核兵器等を用いた攻撃

⑴　想定される被害

ア　核兵器を用いた攻撃（以下、「核攻撃」という。）による被害は、当初は①核

爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線の発生によって、その後は、②放射性降下物（爆発時に生じた放射能をもった灰）や③中性子誘導放射能（初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線）による残留放射線によって生ずる。

イ　①の熱線・爆風・初期核放射線及び③の中性子誘導放射能による残留放射線は、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染などの被害をもたらす。特に、爆心地周辺においては、甚大な被害が予想される。

②の放射性降下物による残留放射線は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して、広範囲に、外部被ばく（放射性降下物の皮膚付着による被ばく）や内部被ばく（放射性降下物の吸引や汚染された水・食糧の摂取による被ばく）による放射線障害などの被害をもたらす。

ウ　放射線被害には、被ばくした個人の体細胞に生じる身体的障害と生殖細胞に生じる遺伝的障害があり、身体的障害には、短時間に大量の放射線を受けた場合に起こる急性障害と少量の放射線を長時間受けた場合に起こる晩発生障害が、更には全身に受けた場合と局所に受けた場合等でもその発症パターンが異なる等被害様相が極めて複雑である。

⑵　避難・救援・災害対処

ア　核爆発に伴う熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難し、一定時間経過後放射線の影響を受けない安全な地域に避難するよう指示する必要がある。

イ　核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難するよう指示する必要がある。

ウ　放射性降下物による外部被ばくを最小限にするため、風下を避けて極力風向きと垂直（直角）方向に避難させるものとし、その際には、汚染されていないタオル等による口及び鼻の保護や、手袋、帽子、雨ガッパ等の着用により、放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。

エ　放射能は、除去することが困難であり、長期間にわたり残留することから、被災地域には特殊装備をした特別に許可された者以外立ち入らないようにするとともに、汚染地域から物品等の持ち出しをしないように厳重に監視する必要がある。

このため、汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

オ　医療の提供に関しては、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対応する必要がある。

特に、放射線障害は、潜伏期間があり、数ヶ月あるいは数年経ってから障害が発生することがあり、また、急性障害が治まった後に再発することもあり、継続

的な観察・治療が必要である。また、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。

カ　ダーティボムは、核兵器に比して小規模であるが、爆風による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる必要がある。

キ　核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

２　生物兵器を用いた攻撃

⑴　想定される被害

ア　生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

イ　生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

⑵　避難・救援・災害対処

ア　生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気から、密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する必要がある。

イ　ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、市民等を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる必要がある。

ウ　厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

３　化学兵器を用いた攻撃

⑴　想定される被害

化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等その性質は種類によって異なり、被害の範囲も一様ではない。

⑵　避難・救援・災害対処

ア　化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、攻撃が行われ

た場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難させる必要がある。

イ　原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切に行い、的確な避難措置を講ずるとともに、汚染者については可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが必要となる。

ウ　化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除く必要がある。

《表：事態想定の特徴と留意点》

	特徴				留意点			
	攻撃目標となりやすい地域	想定される被害	措置を実施すべき地域（要避難地域の範囲）	予測・察知	避難に係る留意点	救援に係る留意点	災害対処に係る留意点	その他
着上陸侵攻	小型船舶等が接岸容易な沿岸部 大型輸送機が離着陸可能な空港がある地域	爆弾等による家屋・施設の破壊・火災 →危険物保有施設の爆破	広範囲	予測・察知は可能（予測事態あり） →時間的余裕あり	・事前の準備可能（時間的余裕あり） ・戦闘が予測される地域から先行して広域避難 ・避難の期間が比較的長期			・攻撃終結後の復旧が課題
ゲリラ・特殊部隊による攻撃	都市部の政治経済の中枢	鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などの破壊 →多数利用施設爆破 危険物保有施設爆破 ダーティボムの使用	比較的狭い範囲	事前に予測・察知できず突発的に発生するケースあり →時間的余裕なし	・攻撃当初は屋内に一時避難 移動の安全が確認された後、適当な避難地に移動（状況が推移することから、今後の予測等を踏まえ避難指示・誘導） ・ダーティボムの場合→攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等へ避難		・災害の兆候等を覚知した場合 →緊急通報の発令 退避の指示 警戒区域の設定	
弾道ミサイル攻撃	攻撃目標を特定することは極めて困難	弾頭の種類（通常弾頭かＮＢＣ弾頭か）によって被害の様相は大きく異なる（着弾前の特定は困難） 通常弾頭の場合→家屋・施設の破壊・火災	弾頭の種類により異なる 通常弾頭の場合 →局地的 ＮＢＣ弾頭の場合 →広範囲	事前に察知できても、攻撃目標を特定することは極めて困難 極めて短時間で着弾 →時間的余裕なし	・当初は、直ちに近傍の屋内施設（コンクリート造り等の堅ろうな施設や地下施設）へ避難 ・着弾後は、弾頭の種類に応じた避難		・通常弾頭の場合 →消火活動	
航空攻撃	攻撃目標を特定することは困難 都市部が主要な攻撃目標になることも想定	ライフライン等のインフラ施設等への攻撃 通常爆弾の場合→家屋・施設の破壊・火災	広範囲	事前の察知は比較的容易 →時間的余裕なし	・屋内への避難を広範囲に指示 （弾道ミサイルと同じ）		・生活関連等施設の安全確保 ・災害発生・拡大の防止措置	・繰り返し攻撃される可能性あり
核兵器等を用いた攻撃		〈攻撃当初〉 →①核爆発に伴う熱線、爆風、初期核放射線 ↓ 物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染 〈その後〉 →残留放射線（②放射性降下物、③中性子誘導放射能） ↓ 外部被ばく（放射線降下物が皮膚に付着） 内部被ばく（汚染された飲料水・食物を摂取）	①局地的（爆心地周辺） ②広範囲（爆心地付近～風下地域） ③局地的（爆心地周辺）		①の被害を受ける地域→ Ａ当初は爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設、コンクリート施設等への屋内避難 Ｂ一定時間経過後、安全な地域へ避難。その際風下方向を避け、なるべく垂直方向に避難 ①の被害は受けないものの②の被害を受ける地域→Ｂ ・外部被ばくの抑制 タオル等で口・鼻を保護（手袋、帽子、ゴーグル、雨カッパを着用） ・内部被ばくの抑制 汚染された疑いのある水や食料の摂取は避ける	・放射線障害に対する医療 →安定ヨウ素剤の服用（内部被ばくの低減）	・汚染地域への立入制限	・避難誘導や医療にあたる要員の被ばく管理（防護服の着用等）
生物兵器を用いた攻撃		生物剤の特性（特に感染力）、ワクチンの有無、既知の生物剤か否か等により被害の範囲が異なる	広範囲（攻撃場所の特定は困難）	潜伏期間を経て発症後に判明する可能性あり（攻撃時期の特定は困難）	・攻撃場所から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示する ・ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃の場合、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させ治療する	・サーベイランス（疾病監視）により感染源・汚染地域の特定、病原体特性に応じた医療活動、まん延防止		
化学兵器を用いた攻撃		一般的に風下方向に拡張し、空気より重い神経剤（例：サリン）は下をはうように広がる。			・攻撃場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台等汚染のおそれのない安全な地域に誘導	・汚染者の除染 ・原因物質の特性に応じた救急医療	・原因物質の検知、汚染地域の特定・予測 ・汚染地域の除染	

第２編　武力攻撃等事態への対処

第１章　実施体制の確立

第１節　初動体制の確立

１　危機管理センター

⑴　危機管理センターの設置

市は、危機事象が発生し、市として総合的な対応が必要であるが危機管理対策本部や災害対策本部の設置基準には該当しない場合に、市長の今後の方針決定を補佐し、初動対応を行う組織として、危機管理センターを設置する。

本計画においては、初動対応として国民保護（緊急対処事態）対策本部の設置の指定がない場合に、事態の推移に応じて市域に武力攻撃等災害が拡大することが予測されるようなとき、必要に応じ、危機管理センターを設置する。

⑵　危機管理センターと各対策本部のとの関係

危機管理センターは、情報収集に努める中で状況が判明していくに伴い、危機管理対策本部、災害対策本部、国民保護(緊急対処事態)対策本部設置の必要性の検討や設置準備など、次の体制への円滑な移行を図る。

２　危機管理対策本部及び災害対策本部

⑴　危機管理対策本部及び災害対策本部の意義及び役割

市は、原因が不明な事案が発生した場合において、国民保護（緊急対処事態）対策本部の設置の指定の通知を受けるまでの間、又は設置の指定の対象に含まれない場合においては、危機管理対策本部又は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

⑵　国民保護（緊急対処事態）対策本部への移行

国が武力攻撃等事態であることの認定を行った場合において、市が対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合は、国民保護（緊急対処事態）対策本部に移行し、危機管理対策本部又は災害対策本部は廃止するものとする。

災害対策本部は、国が武力攻撃等事態の認定を行った場合は、（市）対策本部の設置の指定の通知の有無に関わらず、これを廃止する。

国が武力攻撃等事態であることの認定を行った場合においても、対策本部の設置の指定がないときは、事態の態様を判断して、必要と認める場合市長は、国民保護法第２６条第２項の規定に基づき、知事に対して設置の指定について要請するよう

求めるとともに、設置の指定があるまでの間は引き続き危機管理対策本部又は危機管理センターの体制を維持して、必要な国民（緊急対処）保護措置を実施する。

第２節　（市）対策本部の設置等

１　（市）対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）・知事を経由して対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合は、直ちに（市）対策本部を設置する。

(1)　（市）対策本部の組織等

ア　（市）対策本部の組織

本部長　　市長

副本部長　副市長(危機管理室担任)、副市長(左記以外)、危機管理監

本部員　　教育長、技監、市長公室長、総務局長、財政局長、市民人権局長、文化観光局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、産業振興局長、建築都市局長、建設局長、区長、消防局長、会計管理者、上下水道局次長、教育次長(管理担当)、教育次長(指導担当)、議会事務局長

なお、副本部長は、本部長が欠けたときあるいは業務を遂行できないとき、上記の順で本部長の代理を務める。

イ　（市）対策本部の所掌事務

①国民（緊急対処）保護措置の実施に関すること。

②情報の収集、伝達に関すること。

③職員の配備に関すること。

④関係機関への応援の要請及び応援に関すること。

⑤他市町村との連携に関すること。

⑥現地対策本部の設置に関すること。

⑦府の現地対策本部との連携に関すること。

⑧その他国民（緊急対処）保護に関する重要な事項の決定に関すること。

ウ　対策本部会議

（市）対策本部長は、副本部長及び本部員を招集して、対策本部会議を開催し、（市）対策本部としての方針を決定するとともに、方針に基づく国民（緊急対処）保護措置の実施を推進する。

なお、（市）対策本部長は、緊密な連携を図る必要があると認めるときは、国（指定行政機関を含む。）や府（府の執行機関を含む。）及び公共機関の職員の出席を求める。

⑵　（市）対策本部長の権限

（市）対策本部長は、市域における国民（緊急対処）保護措置を総合的に推進するため、次の権限を適切に行使し、国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施する。

区　　分	権　限　内　容	要 請 先 等
総合調整	国民保護法の規定に基づき、必要な範囲で、国民（緊急対処）保護措置に関する総合調整	・関係機関
情報提供の求め	国民（緊急対処）保護措置の実施に関し、総合調整の必要がある場合の情報提供の求め	・（府）対策本部長
実施状況の報告、資料提出の求め	市域に係る国民（緊急対処）保護措置の実施状況についての報告又は資料提出の求め	・関係機関
市教育委員会への措置の実施の求め	市域に係る国民（緊急対処）保護措置の実施のため、必要限度において、必要な措置の実施の求め	・市教育委員会
府に対する総合調整の要請	府並びに指定行政機関及び指定（地方）公共機関が実施する国民（緊急対処）保護措置に関する総合調整の要請	・（府）対策本部長

なお、（市）国民保護対策本部長は、特に必要があると認めるときは、（府）国民保護対策本部長において、（国）国民保護対策本部長に対し、総合調整の要請をするよう求める。

⑶　（市）対策本部の開設手順

ア　対策本部員の参集

対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたときは、職員招集システム等により、対策本部員を招集する。なお、勤務時間中の場合は庁内放送を併用する。

勤務時間外で、かつ危機管理センター、危機管理対策本部又は災害対策本部が設置されていない場合において、設置の指定の通知を受けた当直は、直ちに市長に報告し、職員招集システム等により、対策本部員を招集する。

イ　職員の配備

国において事態等の認定がなされた場合には、（市）対策本部長（市長）は、国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施するため、次の基準に基づき、職員の安全確保に配慮した上で、職員の配備を行う。

区　分	条　　件　　等	配備基準
全員配備	１　警報の発令又は緊急通報の発令の通知を受けた場合で、市域が「武力攻撃等が迫り、又は現に武力攻撃等が発生したと認められる地域」に含まれるとき。 ２　対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたとき又は指定の通知は受けていないが、市域において大規模な災害が発生し、指定の通知を受けることが予想されるとき。	市の総力を挙げて応急対策に取り組むため全員を配備
対策配備	１　警報の発令又は緊急通報の発令の通知を受けた場合で、上記第１項に該当しないとき。（「地域」に含まれない場合又は示されない場合） ２　近隣市町村が対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたとき。 ３　府域（市域を除く。）において、武力攻撃災害が発生したとき。 ４　他市町村住民の救援の指示を国から受けたとき。	総合的な応急対策活動に必要な人員を配備
警戒配備 (警戒配備2)	１　府域（市域を除く。）において緊急対処事態における災害が発生したとき。 ２　国による事態認定がなされているが、上記の各項目には該当しない場合。	情報収集及び伝達に必要な人員を配備

ウ　職員の動員の基準

㈠　全員配備の場合

ａ　（市）対策本部要員

職員招集システム等により招集するほか、上記全員配備の条件に該当することを承知したときは自動参集するものとする。

ｂ　その他の職員

各局等における連絡網を活用するほか、全員配備の条件に該当することを承知した場合は、原則として、自動的に所属参集（地域防災計画における「所属参集」に同じ。）するものとする。

ただし、自らが被災した場合や災害発生現場において救助活動等を実施しているものについては、できるだけ速やかに所属長に報告して事後の指示を

受けるものとする。

⑷　対策配備の場合

危機管理センター、危機管理対策本部の要員は、危機管理センター長(危機管理監)が職員招集システムにより招集する。

その他の職員の招集は、危機管理センター、危機管理対策本部の長の指示に基づき、各局等の長が招集する。

⑸　警戒配備の場合

危機管理センター長又は危機管理副センター長(危機管理室長)が、必要とする指揮下の職員を呼集する。

他の部署の職員が必要な場合は、担当部署との調整による。

エ　（市）対策本部の開設

⑺　危機管理センター長は、（市）対策本部の室内整備、通信システムの構築等の準備を開始するとともに、対策本部会議の開催の準備を指示する。

⑷　（市）対策本部長は、（市）対策本部を設置した場合は、市議会及び知事に対して（市）対策本部を設置した旨を通知する。

オ　（市）対策本部の予備開設施設の確保

市は、あらかじめ区役所等を（市）対策本部の予備開設施設に指定し、本庁舎が倒壊した場合などは、速やかに予備開設施設に（市）対策本部を開設し、若しくは移転する。

（市）対策本部を移転する場合は、応急的な対策本部を移転先の区役所に速やかに立ち上げ、国民（緊急対処）保護措置及び通信連絡の中断をなくするよう努める。

カ　市域内に（市）対策本部が設置できない場合

市長は、市域を越える避難が必要で、市域内に（市）対策本部を設置することができない場合には、避難先の市町村長と（市）対策本部の開設場所について協議する。

２　現地対策本部の設置

（市）対策本部長は、地域特性に応じた応急対策を局地的かつ重点的に実施する必要がある場合、地域の安全を確認した上で、被災地等に現地対策本部を設置する。

⑴　現地対策本部の組織

ア　現地対策本部長は、（市）対策本部長が指名するものとする。

イ　現地対策本部に置く副本部長及び本部員は、（市）対策本部に属する職員のうちから（市）対策本部長が指名するものとする。

この際、現地対策本部長は、（市）対策本部長に対し、本庁の職員を副本部長又は本部員に指名するよう要請することができる。

ウ　（市）対策本部長は、必要と認める場合は、本庁の職員を現地対策本部に派遣し、（市）対策本部との連絡・調整にあたらせる。

⑵　現地対策本部の所掌事務

①　被害状況の把握に関すること。

②　市が実施する国民（緊急対処）保護措置に関する現地調整及び推進に関すること。

③　現地における関係機関との連絡に関すること。

④　その他必要な事項

⑶　現地対策本部会議の開催

現地対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進するため必要がある場合、現地対策本部長は、副本部長及び本部員を招集し、現地対策本部会議を開催する。

第３節　関係機関との連携体制の確保

市は、国、府、他の市町村、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、国民（緊急対処）保護措置を実施する。

１　国・府の対策本部との連携

市は、（府）対策本部及び、府を通じ（国）対策本部と各種の調整や情報共有を行う。

また、市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部との密接な連携を図る。

さらに、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、市対策本部長又は市対策本部長が指名する副本部長若しくは本部員が出席する。

２　府への措置要請

（市）対策本部長は、国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、（府）対策本部長に対し、その所掌事務に係る国民（緊急対処）保護措置の実施に関し必要な要請を行い、必要に応じて、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。いずれの場合も、（市）対策本部長は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

３　関係機関との連携のための現地調整所の設置

市は、武力攻撃等災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置にあたる要員の安全を図るため、現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があ

ると認めるときは、現地調整所を設置（又はすでに設置されている場合は職員を派遣）し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。

４　自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め

⑴　緊急対処保護措置実施にあたっての派遣要請の求め

市長は、緊急対処保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事において防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を要請するよう求める。

ただし、上記の求めができないときは、その旨及び市の区域に係る緊急対処保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣（防衛省自衛隊大阪地方協力本部長又は堺市国民保護協議会委員たる隊員）に連絡する。

⑵　国民保護措置実施にあたっての派遣要請の求め

市長は、国民保護措置実施にあたっての自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）の要請の求めについては、その必要性を慎重に判断した上で行う。

５　指定（地方）公共機関への措置要請

市長等は、国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る国民（緊急対処）保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市長等は、当該機関の業務の内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

６　他の市町村長に対する応援の要求、事務の委託

⑴　他の市町村長に対する応援の要求

市長等は、国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村の長等に対して応援を求める。（応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づいて行う。）

⑵　府に対する応援の要求

市長等は、国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、知事等に対して応援を求める。

⑶　事務の一部委託

市が、国民（緊急対処）保護措置の実施のため、市の事務又は市長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、当該地方公共団体と協議して次の事項について定める。

・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
・ 委託事務に要する経費の支弁
・ その他委託事務に関し必要な事項

委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

７　指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請

⑴　指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請

市長等は、国民（緊急対処）保護措置の実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

市長等は、これらの要請を行うときは知事等を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民（緊急対処）保護措置の実施のため必要があるときは、知事等を経由して総務大臣に対し、職員の派遣について、あっせんを求める。

⑵　他の普通地方公共団体の長等に対する職員の派遣要請

市長等は、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民（緊急対処）保護措置の実施のため必要があるときは、国民保護法第１５２条第２項の規定により、職員の派遣について、あっせんを求める。

８　市の行う応援

⑴　他の市町村に対して行う応援

ア　市長は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施できない場合や、他の機関が実施する国民（緊急対処）保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を実施する。

イ　他の市町村から市町村の事務又は市町村長の権限に属する事務（国民（緊急対処）保護措置に係る事務を含む。）の一部について委託を受けたときは、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市民等に公示を行い、府に届け出る。

⑵　指定（地方）公共機関に対して行う応援

市長は、指定（地方）公共機関の行う国民（緊急対処）保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められ

た応援を実施できない場合や、他の機関が実施する国民（緊急対処）保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

９　市民等の自発的な協力と連携

市長は、市民等から自発的な協力の申し入れがあり、安全の確保が十分であると判断した場合は、相互に協力し、受入体制の確保等に努め、市民等が円滑に活動できるよう適切に対処する。

第 2 章　住 民 の 避 難

第1節　警報

1　警報の通知・伝達の流れ

⑴　（国）対策本部長

武力攻撃等から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令することとされている。

【警報に定める事項】

①　武力攻撃等事態の現状及び予測

②　武力攻撃等が迫り、又は現に武力攻撃等が発生したと認められる地域

③　その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

なお、緊急対処事態においては、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲を決定することとされている。

⑵　都道府県知事

警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町村長、府の他の執行機関、指定地方公共機関、その他関係機関に通知することとされている。

なお、緊急対処事態においては、（国）対策本部長の決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、通知することとされている。

2　警報の伝達・通知先

市長は、知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市民等並びに関係のある公私の団体（自治会、女性団体、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、青年会議所、医師会など）に伝達するとともに、市の他の執行機関（教育委員会など）、その他の関係機関（市立堺病院、保育所など）に通知する。

なお、緊急対処事態においては、（国）対策本部長の決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、伝達・通知する。

3　伝達・通知方法

⑴　市長は、防災行政無線、広報車、電話、ファクシミリ、インターネット、携帯電話の一斉メール等市が保有するあらゆる手段を活用し、警報を伝達・通知する。

⑵　市長は、市職員や消防職員を指揮し、自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得るなどして、各世帯等に警報の内容を伝達する。

⑶　市は、府警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声器や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、府警察と緊密な連携を図る。

４　サイレンの使用

サイレンの使用は、次を基準とする。

⑴　市の地域が「武力攻撃等が迫り、又は現に武力攻撃等が発生したと認められる地域」に含まれる場合又は市長が特に必要と認める場合

原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民等に注意喚起した後、武力攻撃等事態において警報が発令された事実等を周知する。

⑵　市の地域が「武力攻撃等が迫り、又は現に武力攻撃等が発生したと認められる地域」に含まれない場合

原則として、サイレンを使用せず、防災行政無線やホームページの掲載等の手段により周知する。

５　避難行動要支援者等への伝達

警報の内容の伝達においては、特に高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等に配慮するものとし、下記の伝達方法を参考にするなどして、迅速に伝達する。

⑴　在宅の避難行動要支援者

市は、本人の意思やプライバシーの保護に十分留意した上で、情報伝達において配慮すべき対象者のリストをあらかじめ作成するなどして、又、民生委員児童委員会、社会福祉協議会、自治会等の協力も得るなどして、固定電話、携帯電話、ファクシミリ、インターネット、戸別訪問などにより伝達する。

⑵　社会福祉施設・介護保険施設入所者及び病院入院患者

市は、府との事前の役割分担に基づき、対象となる社会福祉施設、介護保険施設及び病院を把握し、その管理者と協議のうえ、電話、ファクシミリ、インターネット等により伝達する。

⑶　日本語の理解が十分でない外国人

市は、防災行政無線、広報車、インターネット等による情報伝達に当たり、外国人にもわかりやすい平易な日本語の使用や、多数の在住者が母国語とする外国語については、あらかじめ作成した基本文例の活用などにより、正確で迅速な伝達に努める。

６　警報の解除

警報が解除された場合、市長は、発令の場合に準じて伝達・通知を行う。

なお、警報解除の伝達は、原則としてサイレンを使用しない。

７　応急措置としての緊急通報の発令

武力攻撃等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるとき

は、応急措置として、知事による緊急通報の発令により対応することとされている。詳しくは、第４章第２節参照。

第２節　避難の指示

１　避難の指示の流れ

⑴　（国）対策本部長は、警報を発令した場合で、住民の避難が必要であると認めるときは、要避難地域及び避難先地域（避難経路地域を含む。）の都道府県知事に対し、直ちに次の内容の避難措置の指示を行うとともに、それ以外の知事にも通知することとされている。

【避難措置の指示の内容】

①　住民の避難が必要な地域（要避難地域）

②　住民の避難先となる地域（避難先地域及び避難経路地域）

③　住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

⑵　避難措置の指示を受けた都道府県知事は、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対し、次の内容の避難の指示を行うこととされている。

【避難の指示の内容】

①　（国）対策本部長から示された避難措置の指示の内容

②　主要な避難の経路

③　避難のための交通手段

④　その他避難の方法

２　避難の指示の伝達

市長は、知事から避難の指示の通知を受けたときは、府警察などの協力を得て、警報の伝達に準じてその内容を、できるだけ速やかに、市民等及び関係ある公私の団体へ伝達する。

３　情報の提供

市は、知事が的確かつ迅速に避難の指示を円滑に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に府に提供する。

４　応急措置としての退避の指示

武力攻撃等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため、又は武力攻撃等災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、応急措置として、市長による退避の指示により対応する。詳しくは、第４章第２節参照。

第３節　避難誘導

１　避難誘導の流れ

⑴　市長は、知事からの避難の指示を受けたときは、関係機関の意見を聴いて、直ちに、避難実施要領を定め、その内容を市民等及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、関係機関等に通知する。

⑵　市長は、避難実施要領に基づき、市職員や消防職員を指揮し、府警察、海上保安部等及び自衛隊等の関係機関の協力、また、市民等の自発的な協力を得るなどして、避難住民を誘導する。

２　避難実施の基本要領

要避難地域から、避難先地域への避難にあたっては、通常、以下のような避難所・集合場所などの結節点を設け、段階的な避難を基本とする。

⑴　堺市地域防災計画で指定する避難所(主に公立の小中高等学校)への集合

- 避難所では、市職員を配置して、避難住民を把握し、避難実施要領の説明、一時集合場所への移動要領、自ら避難することが困難な者への対応（車両の配車等）等を行う。
- 避難所までの住民避難が必要な場合、町内会、自治会等ごと居住地周辺の公園又は空き地等に集合し、集団で避難所まで避難する。
- 自ら避難することが困難な者のうち、市民等の協力を得て移動できる者は、一般の市民等と行動をともにする。
- 自ら避難することが困難な者のうち、医師等専門の補助を要する者については、車両等で直接避難先地域の病院等へ移動する。

⑵　一時集合場所への移動

- 市職員、消防職員等が市民等を先導して、自主防災組織の役員等の協力を得ながら、避難所から指定された一時集合場所へ徒歩で移動する。
- 学校園等にいる幼児児童生徒で、避難所において保護者に引き渡せなかった者は教職員等の誘導で一時集合場所に移動する。
- 事業所等にあっては、代表者等が誘導して一時集合場所に移動する。
- 一時集合場所においては、市職員を配置して、避難先（施設）の割り振り、食料等の給与等一部の救援を行う。また、臨時救護所を設置する。

⑶　避難先地域（施設）への移動

- 避難先地域（施設）への移動は、校区を単位として、公共交通機関又は借り上げバス等により行う。
- 避難先地域（施設）に到着後、市民等の安否確認を実施する。
- 事業所等からの避難者のうち、自宅等へ帰宅する者については、一時集合場所

又は避難先地域からそれぞれ帰宅する。

ただし、実際の避難は、これらに事態の状況や利用できる交通機関、気象条件や避難所までの距離などが加わるため、その現場に応じた内容で、移動先がはっきりとわかるようきめの細かい広報を行いながら、実施することとなる。

３　避難実施要領の作成・伝達・通知

(1)　避難実施要領の作成

ア　市長は、知事から避難の指示を受けたときは、あらかじめ作成しておいた避難実施要領のパターンの中から、関係機関（市の他の執行機関、府、府警察、海上保安部等、自衛隊など）の意見を聴きつつ、最も適切なパターンを選ぶなどして、直ちに避難実施要領を作成する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう、その迅速な作成に留意する。

なお、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなどして、避難実施要領を作成する。

また、避難の指示の内容が変更された場合又は事態の状況が変化した場合は、直ちに避難実施要領を変更する。

イ　避難実施要領に定める事項

避難実施要領には、通常、次の事項を定める。

①　要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
②　避難先
③　一時集合場所及び集合方法
④　集合時間
⑤　集合にあたっての留意事項
⑥　避難の手段及び避難の経路
⑦　市職員、消防職員等の配置等
⑧　高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
⑨　要避難地域における残留者の確認
⑩　避難誘導中の食糧等の支援
⑪　避難住民の携行品、服装
⑫　避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
⑬　上記のほか、避難の実施に必要な事項

ウ　避難実施要領を作成する際の留意事項

避難実施要領の作成に際しては、以下の点に留意する。

①　避難の指示の内容の確認（地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態の決定）

② 事態の状況の把握（警報の内容や被災状況の分析）
特に避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案
③ 避難住民の概数の把握
④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者による避難））
⑤ 輸送手段の確保の調整
府との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定
⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置等）
⑦ 避難経路や交通規制の調整（府警察との避難経路の選定、自家用車等の使用にかかる調整）
⑧ 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
⑨ 関係機関との調整（連絡手段の確保）
⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（(府)対策本部との調整、（国）対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

⑵ 避難実施要領の伝達・通知

ア 市長は、避難実施要領を定めたときは、防災行政無線やインターネット（ホームページへの掲載）、広報車などを活用するほか、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得て、市民等及び関係ある公私の団体に伝達する。

イ 市長は、市の他の執行機関、消防長、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

ウ 市長は、放送事業者に連絡するとともに、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

４ 避難実施要領のパターン

⑴ 基本パターン

市は、避難実施要領を迅速に作成するため、以下の４パターンを想定し、避難実施要領の基本パターンとしてあらかじめ作成する。

番号	避難形態	想定内容等
Ⅰ	応急避難	・当面の危険から身の安全を確保するための応急的な避難又は退避 ・屋内避難(退避)が原則 ・状況が不明な場合や災害発生現場における応急的な避難が必要な場合を想定
Ⅱ	市域内での避難	・１０万人規模の避難 ・生活関連等施設に係る立ち入り制限区域の指定が行われ、当該施設の周辺の市民等に対し避難の指示があった場合に

		も準用
Ⅲ	市域及び府下近隣市町村への避難	・２０万～３０万人規模の避難 ・夜間の避難を想定
Ⅳ	府域外への避難	・８０万人規模の避難 ・市域の一部が放射能汚染された場合を想定

※いずれのパターンも、時間的余裕はなく迅速な避難が必要な場合を想定する。

５　避難住民の誘導

⑴　市職員による避難誘導

ア　市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員や消防職員を指揮し、避難住民の誘導を行う。

イ　市長は、安全を十分に確認したうえで、避難経路の要所要所に誘導要員を配置し、各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両、案内板、誘導ロープ等を設置し、誘導の円滑化を図る。避難住民の誘導を行う市職員等には、防災服、腕章、旗、及び特殊標章等（緊急対処事態においては特殊標章等を除く。）を携行させる。

ウ　避難住民の誘導は、避難実施要領の内容に沿って、関係者の協力を得て、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として行う。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

エ　市は避難の指示があった地域に残留者がいないか、広報車等による呼びかけや戸別訪問等により確認する。残留者がいる場合は、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努める。

オ　市長は、避難住民の誘導にあたって、必要に応じ、食料・飲料水や医療の提供などを行う。

カ　市は、必要に応じて、自主防災組織や自治会等地域住民の協力を得て、避難者名簿を作成する。

⑵　関係機関との連携

ア　市長は、市職員や消防職員のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊の長などに対して、警察官、海上保安官、自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難誘導を要請する。

　また、市長は、警察官等が行う避難誘導に関し、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

イ　市長は、市域を越えて避難住民を誘導する場合、関係市町村長と次のような調

整を行う。

(ｱ) 避難実施要領を定めるときは、事前に避難先地域（避難経路を含む。）を管轄する市町村長の意見を聴くとともに、策定した避難実施要領を当該市町村長に連絡する。

(ｲ) 市長は、避難住民の誘導を円滑に実施するため必要があると認めるときは、避難先地域（避難経路を含む。）を管轄する市町村長に対し、避難住民の誘導の補助を依頼する。

(ｳ) 市長は、避難誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報を、避難先地域の避難施設を管理運営する市町村長等へ提供する。

ウ 市長は、府域を超えて避難誘導を行うなどの場合は、知事に対し、避難誘導の補助を要請する。

エ 避難誘導する者又は避難誘導を補助する者は、必要に応じ、避難住民その他の者に対し、安全の確保に十分配慮したうえで、誘導に必要な援助について、自発的な協力を要請する。

(3) 運送事業者である指定（地方）公共機関との調整

市長は、市民等を誘導するために、運送手段を確保する必要がある場合、府と調整のうえ、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、運送の求めを行うとともに、要避難住民数、集合場所、集合時間など避難住民の運送に関する具体的事項の調整を行う。

市域を超えて避難住民の運送が必要となる場合もしくは複数の市町村長による運送の求めが競合する場合は、知事が運送の求めを行うこととされている。

(4) 避難行動要支援者の避難誘導

ア 市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難誘導する。

イ 市は、自ら避難することが困難な在宅者の避難誘導について、事前に把握した情報等に基づき、社会福祉協議会、民生委員児童委員会、介護保険事業関係者、障害者団体等や、自主防災組織、自治会等の地域住民の自発的な協力を得ながら、必要に応じて車両を確保するなどして実施する。

ウ 市は、病院、社会福祉施設、介護保険施設等に入院・滞在している、自ら避難することが困難な者の避難誘導について、施設管理者に対し、当該施設職員による引率、保護者への連絡及び引き渡しなどのほか、車椅子や担架による移動の補助、車両による搬送など要請するなどして実施する。

エ 市は、市及び施設管理者のみでは、十分な輸送手段を確保できない場合は、府、府警察、海上保安部等及び自衛隊に協力を要請する。

(5) 曜日、時間帯を念頭に置いた避難誘導

ア 市は、平日の昼間においては、避難までに時間的余裕がある場合又は幼児児童

生徒を保護者へ引き渡しができる場合を除き、事業所、学校園単位での避難ができるよう関係者に避難誘導の補助について協力を要請し、避難誘導を行う。

イ　市は、他市町村からの通勤通学者、旅行者、一時滞在者等が速やかに帰宅できるよう、鉄道等の公共交通機関の運行状況や周辺道路（歩道）状況に関する情報等を提供する。

ウ　市教育委員会等は、避難までに時間的余裕がない場合又は幼児児童生徒を保護者へ引き渡しができない場合においては、教職員等が行動をともにして避難するなど、市の実施する避難誘導を補助するものとする。

エ　市は、夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難誘導中の事故防止、市民等の不安軽減を図る。

⑹　安全の確保

避難誘導を行う機関は、武力攻撃等事態の推移、武力攻撃等災害の発生状況などの情報を、現場で誘導を指揮する者に随時提供するなどして、避難住民及び現場で誘導を行う者の安全を確保する。

⑺　避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除されたときは、その内容を避難住民及び関係のある公私の団体へ伝達するとともに、避難住民を復帰させるため、避難住民復帰要領を作成し、復帰のために必要な措置を行う。

６　事態想定を踏まえた避難誘導

市は、国民保護基本指針で示されている武力攻撃等事態の特徴、留意点を踏まえ、避難誘導を行う。

⑴　着上陸侵攻の場合

武力攻撃災害が広範囲にわたることが予想されるが、避難までの時間的余裕があり、事前の準備が可能であることから、戦闘が行われる地域から先行して市域外の避難先地域へ避難することとし、大規模な場合は、他府県の避難先地域へ避難する。

その際、公共交通機関（鉄道・長距離バスなど）や借り上げバスを利用して、要避難地域の市民は他市町村・他府県の避難施設へ、要避難地域にある通勤・通学者等は他市町村・他府県にある自宅等へ避難する。

ただし、府の人口規模に見合った避難のための交通手段及び受入施設の確保の観点から、多数の市民等を短期間で遠方に避難させることは、極めて困難であることから、上記のような避難の準備ができる場合を除き、（国）対策本部長の避難措置の指示及び知事の避難指示を踏まえ、適切に対応することとする。

⑵　ゲリラ、特殊部隊による攻撃の場合

少人数のグループにより行われ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、事前に予測あるいは察知することができず突発的な発生も想定さ

れ、避難までの時間的余裕がないことから、当初は屋内に徒歩で一時退避し、その後事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。

⑶　弾道ミサイル攻撃の場合（通常弾頭）

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、更に、極めて短時間で着弾することが予想されることから、直ちに徒歩で屋内へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。

⑷　航空攻撃の場合（通常弾頭）

弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、又、攻撃目標を特定することは困難であることから、直ちに徒歩で屋内へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。

⑸　緊急対処事態における攻撃の場合

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃と類似した態様が想定されるため、それに準じた避難を行う。

⑹　ＮＢＣ攻撃の場合

ア　核兵器を用いた攻撃の場合

被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風等によって、その後は放射性降下物や残留放射線によって生じる。又、熱線・熱風等及び残留放射線は爆心地周辺において、放射性降下物は爆心地付近から風下方向に拡散して、被害をもたらす。

このため、熱線・爆風等による直接の被害を受ける地域については、当初は爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設やコンクリート施設などの屋内へ徒歩で一時避難し、一定時間経過し残留放射線の低減を確認後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難する。

また、直接の被害は受けないが、放射性降下物の被害を受けるおそれがある地域については、風下を避けて、できる限り、爆心地から遠くの安全な地域へ避難する。安全な地域へ避難する際は、公共交通機関や借り上げバスを利用して他市町村・他府県にある避難施設や自宅等へ避難する。

イ　生物兵器を用いた攻撃の場合

生物剤は、人に知られることなく散布でき、散布が判明したときには、すでに被害が拡大している可能性があるが、攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合は、散布された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋、又は感染のおそれのない安全な地域へ避難する。

ウ　化学兵器を用いた攻撃の場合

化学剤は、一般的には、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重い神経剤（例：サリン）は地面をはうように広がる。また特有のにおいがあるものもあるが、無臭のものもある。

このため、攻撃されたことが判明した場合、又は攻撃されるおそれがある場合

は、攻撃された場所から直ちに徒歩等で離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難する。

表：事態類型等と避難の特徴

事態類型等＼避難の特徴		被害の範囲 避難先までの距離 （主たる避難先）	予測の可否 避難までの時間的余裕	主な避難手段
武力攻撃事態	着上陸侵攻	広い範囲 →遠くへ避難 （他市町村・他府県）	予測は可能 時間的余裕あり	公共交通機関・借上バス
	ゲリラ・特殊部隊による攻撃	狭い範囲 →近くへ避難 （近傍の施設・市町村内）	予測は困難 →時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス
	弾道ミサイル攻撃（通常弾頭）	狭い範囲 →近くへ避難 （近傍の施設・市町村内）	予測は可能 →時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス
	航空攻撃（通常弾頭）	広い範囲 →近くへ避難 （近傍の施設・市町村内）	予測は可能 →時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス
緊急対処事態		狭い範囲 →近くへ避難 （近傍の施設・市町村内）	予測は困難 →時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス
ＮＢＣ攻撃	核兵器 弾道ミサイル （核弾頭） 航空攻撃 （核弾頭）	・爆発の被害を受ける地域 →近くへ避難後、遠くへ避難（他市町村・他府県） ・放射性降下物の被害を受ける地域 →遠くへ避難 （他市町村・他府県）	→時間的余裕なし →時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス 公共交通機関・借上バス
	生物兵器	→近くへ避難 （近傍の施設・市町村内）	→時間的余裕なし	徒歩 公共交通機関・借上バス
	化学兵器			

第３章　避難住民等の救援

第１節　救援の実施

１　救援の流れ

⑴　（国）対策本部長は、避難先地域を管轄する都道府県知事及び必要に応じ武力攻撃等災害による被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、救援措置を実施すべきことを指示することとされている。

⑵　上記指示を受けた知事は、府と同等の立場で救援を行うこととされている指定都市の長に対して指示の内容を通知するとともに、必要な⑶に掲げる救援措置に関する事前の調整を実施することとされている。

⑶　市長は、次に掲げる救援措置を実施する。

①　収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
②　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
③　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
④　医療の提供及び助産
⑤　被災者の捜索及び救出
⑥　火葬
⑦　電話その他の通信設備の提供
⑧　武力攻撃等災害を受けた住宅の応急修理
⑨　学用品の給与
⑩　死体の捜索及び処理
⑪　武力攻撃等災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

２　救援実施における基本的事項

⑴　救援の基準等

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成２５年内閣府告示第２２９号。以下、「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難であると判断する場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

⑵　避難住民の受入調整

避難住民の受入は、地域防災計画に定める指定避難所における収容可能人員を基準とし、受入期間の長短を考慮して、可能な範囲で最大数の受入を行う。

地域防災計画に定める広域避難地は、避難が長期化する場合における応急仮設住

宅等の建設用地としての使用が見込まれるが、比較的短期間（数日程度）の場合には、天幕等による避難所を開設して、避難住民等の受入を行う。

⑶　避難所の開設運営

避難所の開設運営は、地域防災計画における要領に準じて行う。

⑷　状況の特性に応じた救援

救援の初期段階においては、衣・食・住の基本的な救援を重視し、長期化する場合は、応急仮設住宅の建設や公営住宅等の供与、福利厚生の充実、幼児児童生徒の教育環境の整備等避難住民の生活基盤の安定等のための救援を重視して行う。また、武力攻撃等災害による負傷者等が多い場合は、避難所に臨時救護所を開設する等状況の特性に応じた救援の実施に努める。

救援の長期化が予想される場合あるいは多数の負傷者等がある場合は、必要な支援が受けられるよう、早期に、府及び国と支援内容について調整する。

⑸　関係機関等との連携

ア　府との連携

市長は、救援を実施するため必要と判断するときは、知事に対し、国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な内容を示して要請する。

イ　他の市町村との連携

市長は、救援を実施するため必要と判断したときは、知事に対して、府内の他の市町村との調整を行うよう要請するとともに、協定を締結している他の都道府県の市（政令市）に応援を要請する。

ウ　日本赤十字社大阪府支部との連携

市長は、日本赤十字社大阪府支部がその業務に関し、知事又は政令指定都市の長が行う救援に協力するとともに、知事又は政令指定都市の長から委託を受けて救援又はその応援を実施することとされていることから、日本赤十字社大阪府支部と密接に連携する。

エ　指定（地方）公共機関との連携

市長は、運送事業者である指定（地方）公共機関がその業務に関し、知事、市長の求めを受け、その業務に関する国民（緊急対処）保護の分野で、国民保護業務計画に基づき救援活動を実施することとされていることから、運送事業者である指定（地方）公共機関と密接に連携する。

この際、市長は知事及び大阪市長と、事前に、運送事業者である指定（地方）公共機関の運用等について調整する。

オ　指定（地方）行政機関との連携

市長は、救援を実施するため必要があると認めるときは、指定（地方）行政機関の長に対し、救援に係る物資の供給その他必要な支援を求める。

カ　避難住民等との連携

市長又は市の職員は、救援を実施するため必要があると認めるときは、安全の確保について十分に配慮したうえで、避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請する。

⑹　特定物資の収用、保管及び土地の使用等

ア　特定物資の売り渡しの要請及び収用

⑺　市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、次の特定物資の所有者に対し、特定物資の売り渡しを要請する。

①医薬品　②食品　③寝具　④　医療機器その他衛生用品　⑤　飲料水

⑥　被服その他生活必需品

⑦　建設資材（収容施設等に係る建設工事に必要なものに限る。）

⑧　燃料

⑨　その他救援実施に必要な物資として厚生労働大臣が定めるもの

⑴　市長は、正当な理由がなく前項の要請に応じない業者に対して必要があると認めるときは、次の様式による公用令書を交付して、当該特定物資を収用する。

収用第　　号

公　　用　　令　　書

氏名

住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律　第81条第2項
第81条第4項
第183条において準用する第81条第2項
第183条において準用する第81条第4項

の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。

（理由）

年　　月　　日

処分権者　氏名　　印

収容すべき物資の種類	数　量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備　考

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

イ　特定物資の保管

市長は、救援にあたり、特定物資を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定物資を取り扱う業者に対し、次の様式による公用令書を交付して、特定物資の保管を命ずる。

保管第　　号

公　用　令　書

氏名

住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律　第81条第3項
第81条第4項
第183条において準用する第81条第3項
第183条において準用する第81条第4項

の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

（理由）

年　　月　　日

処分権者　氏名　　印

保管すべき物資の種類	数　量	保管すべき場所	保管すべき期間	備　考

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

ウ　土地等の使用

⑺　市長は、避難住民等に収容施設を供与し、又は避難住民等に対する医療の提供を行うため、土地、家屋又は物資（以下、「土地等」という。）を使用する必要があると認めるときは、当該土地等の所有者及び占有者の同意を得て、次の様式による公用令書を交付して、当該土地等を使用する。

⑴　市長は、前項の場合で、正当な理由がなく土地等の所有者若しくは占有者が同意をしないとき、又は土地等の所有者若しくは占有者の所在が不明であるため同意を求めることができないときは、特に必要があると認めるときに限り、同意を得ないで当該土地等を使用する。

使用第　　号

公　用　令　書

氏名

住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律　第82条
第183条において準用する第82条

の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

（理由）

年　　月　　日

処分権者　氏名　　印

名　　称	数　量	所在場所	範　囲	期　間	引渡月日	引渡場所	備　考

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

エ　公用令書の取消

市長は、特定物資の保管、収用及び土地等の使用等の必要がなくなった場合は、遅滞なく公用令書を交付した相手方に、次の様式による公用取消令書を交付する。

取消第　　号

公 用 取 消 令 書

氏名

住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律　第81条第2項
第81条第3項
第81条第4項
第82条
第183条において準用する第81条第2項
第183条において準用する第81条第3項
第183条において準用する第81条第4項
第183条において準用する第82条

の規定に基づく公用令書（　年　月　日第　号）に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令　第16条
第52条において準用する第16条　の規定により、これを交付する。

（取り消した処分の内容）

年　　月　　日

処分権者　氏名　　印

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

オ　公用令書及び公用取消令書の交付は、交付すべき相手が不明な場合においても、事後において所在等が判明したときは、遅滞なくこれを交付するものとする。

３　救援の措置

(1)　収容施設の供与

ア　避難所の開設、管理運営

(ｱ)　市長は、避難住民を受け入れる場合は、堺市地域防災計画で指定する避難所(主に公立の小中高等学校)などの中から、必要な施設を避難所として選定し、当該避難所に職員を配置して、避難所を開設・運営する。

(ｲ)　高齢者、身体障害者等（以下、「高齢者等」という。）で日常の生活上特別の配慮要する者に対しては、協定を締結している病院、社会福祉施設等を中心

に福祉避難所（高齢者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する施設）を開設する。

(ｳ)　避難の期間が比較的短期間でかつ避難所の収容能力を超える場合は、地域防災計画に定める広域避難地及び災害時の応急仮設住宅建設候補地等に天幕等を設置して新たな避難所として開設する。

イ　避難所の管理運営にあたり留意すべき事項

避難所の管理運営にあたっては、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理運営に努める。

①　避難者数・世帯数の把握(避難者台帳の作成など)

②　正確かつ迅速な情報の伝達(国民(緊急対処)保護措置の実施状況・実施予定、多言語による提供など)

③　健康相談(心的外傷後ストレス障害(ＰＴＳＤ)を含む。)の実施、救護所の設置、仮設トイレの早期設置、プライバシーの確保や生活習慣・文化・宗教の違いへの配慮など

④　避難行動要支援者等への配慮(施設のバリアフリー化、手話通訳・ガイドヘルパーの確保、福祉避難所の確保など)

⑤　避難生活長期化への対応(生活相談の開設、混乱防止のための避難者心得の掲示など)

ウ　応急仮設住宅等の確保

市は、避難が長期化する場合又はそのおそれがある場合は、長期避難住宅を設置して避難住民を収容する。又、必要に応じ、長期避難住宅に代えて、福祉施設、賃貸住宅、宿泊施設の居室等の借り上げを実施する。

避難の指示が解除された後又は武力攻撃等災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後においても、居住すべき住家のない者に対しては、応急仮設住宅を建設して収容する。

(2)　食品の給与、飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与

市は、救援のために必要な食品（高齢者用食品、粉ミルク等を含む）の給与、飲料水の供給、被服、寝具、衛生用品（おむつ、生理用品等）その他生活必需品の給与・貸与を行う。

給与、供給及び貸与にあたっては、自然災害時の方法に準じて、あらかじめ、調達・供給体制を確立しておき、必要に応じ、他市町村、関係業界団体等の支援・協力を得て、次のとおり実施する。その際、避難所に配置した職員により避難住民等のニーズを的確に把握し、ニーズに応じた物資の給与又は貸与に努める。

又、市のみでは食品、飲料水、生活必需品の確保が困難なときは、近隣市町村又は府に応援を要請する。

ア　飲料水の供給

市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

① 配水池等の給水拠点での給水の実施

② 給水車・トラック等による給水の実施

③ 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施

④ 給水用資機材の調達

⑤ 市民等への給水活動に関する情報提供

⑥ 飲料水の水質検査及び消毒

⑦ パック水・缶詰水の配布

イ 食品の給与 生活必需品の給与・貸与

市は、必要な物資を確保するため、次の措置を講ずる。

① 避難所ごとの必要量の算定

② 備蓄物資の給与又は貸与

③ 協定を締結している物資の調達

⑶ 医療の提供及び助産

ア 医療救護活動の実施

市は、府及び医療関係機関・医療関係者等と連携して、武力攻撃等災害の状況に応じ、被災地域の内外を問わず救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。

市は、医療関係者の安全の確保に十分に配慮し、医療救護活動の実施を要請する。

なお、大規模な武力攻撃等災害により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され、避難住民等に十分な医療が提供できない場合等には、必要に応じ、臨時の救護所を開設する。

⑺ 医療情報の収集・提供活動

市は、堺市医師会、堺市歯科医師会、大阪狭山市・堺市美原区歯科医師会等の協力を得て、医療関係者・医療施設の被害状況・活動状況及び被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに府へ報告するとともに、市民等に対し可能な限り情報提供する。

⑴ 現地医療対策

市は、府及び医療関係機関と連携して、武力攻撃等災害の状況に応じた適切な現地医療活動を実施する。

ａ 現地医療の確保

⒜ 医療救護班の編成・派遣

市は、堺市医師会及び病院等の協力を得て、医療救護班を編成、派遣し医療救護活動を実施する。なお、市単独では十分に対応できない場合は、原則として、府に対して及び府を通して日本赤十字社大阪府支部に対して、

医療救護班の派遣要請を行う。

⑹　医療救護班の搬送

原則として、医療関係機関が所有する緊急車両等を活用して移動するものとするが、医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、府と調整して搬送手段を確保し、搬送する。

⑹　救護所の設置・運営

市は、堺市医師会、堺市歯科医師会、大阪狭山市・堺市美原区歯科医師会、堺市薬剤師会等の協力を得て、避難所その他適当な場所に、応急救護所、医療救護所を設置し運営する。なお、医療機関の開設者から承諾が得られた場合は、医療機関を医療救護所とする。

⑹　医療救護班の受入・調整

市は、府と連携し、堺市医師会等の協力を得て、医療救護班の受入窓口を設置し、救護所への配置調整を行う。

b　現地医療活動

⑹　救護所における現地医療活動

○　応急救護所における現場救急活動

武力攻撃等災害発生直後に災害拠点病院(市立堺病院)から派遣される医療救護班等が、応急救護所で応急措置やトリアージ（治療の優先順位付け）等の現場救急活動を行う。

○　医療救護所における臨時診療活動

医療救護班が医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

⑹　医療救護班の業務

①　患者に対する応急処置

②　医療機関への搬送の要否及びトリアージ

③　搬送困難な患者及び軽傷患者に対する医療

④　助産救護

⑤　避難住民等の健康管理

⑥　死亡の確認

⑦　その他状況に応じた処置

(ｳ)　後方医療対策

市は、府及び医療関係機関と連携して、後方医療対策を実施する。

a　受入病院の選定と搬送

市は、府から得た医療機関の患者受入情報を踏まえ、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

b　患者搬送手段の確保

⑷　陸路搬送

患者の陸路搬送は、原則として消防機関が保有する救急車で実施し、十分確保できない場合は、府と調整して搬送車両を確保する。

⑹　空路搬送

市は、必要に応じ、府に対し、搬送用のヘリコプター等の確保を要請する。

⑹　海路搬送

市は、必要に応じ、府に対し、船舶の確保を要請する。

c　災害医療機関の役割

災害医療機関は、以下の役割分担により、医療救護活動を実施する。

区分	役割
基幹災害医療センター ：大阪府立急性期・総合医療センター	地域災害医療センターとしての活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害医療センター間の調整を実施
地域災害医療センター(災害拠点病院) ：市立堺病院	１　２４時間緊急対応による救急患者の受入と高度医療の提供 ２　患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整 ３　地域の医療機関への応急医療資器材の貸し出し等の支援
特定診療災害医療センター ：府立母子総合医療センター等	循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を実施 １　疾病患者の受入と高度な専門医療の提供 ２　疾病患者に対応する医療機関間の調整 ３　疾病患者に対応する医療機関等への支援 ４　疾病に関する情報の収集及び提供
市町村災害医療センター ：大阪労災病院	１　市の医療拠点としての患者の受入 ２　災害拠点病院等との連携による、患者の受入に係る地域の医療機関間の調整
災害医療協力病院 ：救急指定病院	災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者の受入を実施

⑴　医薬品等の確保・供給活動

市は、地域の医療関係機関及び堺市薬剤師会等の協力を得て、医療救助活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。

(ｵ) 個別疾病対策

市は、府と連携し、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、堺市医師会、堺市歯科医師会、大阪狭山市・堺市美原区歯科医師会及び堺市薬剤師会等関係機関と連携して、現地医療活動、後方医療活動を行う。

(4) 被災者の捜索・救出

市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃等により新たに被害を受けるおそれがない場合においては、被災情報、安否情報等を踏まえ、消防機関、府警察、海上保安部等及び自衛隊などの関係機関と連携を図りながら、安全の確保に十分留意しつつ、武力攻撃等災害のため生命若しくは身体が危険な状況にある者、生死不明の状態にある者（死亡した者を含む。）の捜索・救出活動を実施する。

(5) 遺体の処理、火葬等

ア 遺体の処理、火葬等の手続の特例

厚生労働省は、大規模な武力攻撃等災害の発生により火葬等を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、墓地、埋葬等に関する法律に定められている火葬等の許可や手続の特例を定めることとされている。

イ 市が行う措置

(ｱ) 市は、遺族が遺体の処理、火葬又は埋葬を行うことが困難もしくは不可能である場合、必要に応じて次の措置を実施する。

なお、身元不明の遺体については、府警察、その他関係機関に連絡し、その調査に努めるとともに、必要な措置を実施する。

① 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

② 火葬又は埋葬に相当の時間を要する場合の遺体の一時安置

③ 火葬場の稼動状況、遺体収容物の確保状況等関連する情報の収集及び遺体収容物の調達、遺体搬送の手配等

④ 遺体の火葬、遺族等に対する遺体・遺骨収容物の支給

市は、自ら遺体の処理、火葬を実施することが困難であるときは、「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

(ｲ) 市は、大規模な武力攻撃等災害の発生により、ア項の厚生労働大臣が別に定める特例措置が定められた場合は、それに従い火葬等の措置を実施する。

ウ 府が行う措置

府は、市から措置の要請を受けた場合は、大阪府広域火葬計画に基づき、他の

市町村への指示、他都道府県への応援要請を行うこととされている。

エ　府警察、海上保安部等が行う措置

(ｱ)　府警察、海上保安部等は、遺体安置場所等において、医師との連携に配意し、迅速に検視(見分)を行い、遺族等への遺体の引渡等に努めることとされている。

(ｲ)　身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品の保存等を行うとともに、市をはじめ関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努めることとされている。

⑹　電話その他の通信設備の提供

市は、必要と認めるときは、府を通じて電気通信事業者である指定（地方）公共機関の協力を得て、避難所に避難住民等のための電話その他の通信設備を臨時に設置する。

⑺　武力攻撃等災害を受けた住宅の応急修理

市は、住宅の被災状況の把握に努める。又、避難の指示が解除された後又は武力攻撃等災害を受けるおそれがなくなった場合において、武力攻撃等災害を受けた住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない状況となった者の住宅については、必要に応じ、その居室、炊事場及び便所など必要最小限度の部分の応急修理を行う。

⑻　学用品の給与

市は、小学校児童・中学校生徒（特別支援学校の児童・生徒を含む。）・高等学校等生徒の被災状況の収集把握に努め、必要に応じ、被災した児童生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

⑼　生活支障物の除去

市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃等災害を受けるおそれがなくなった場合において、必要に応じ、武力攻撃等災害により住居又はその周辺に運ばれた障害物（土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの）の除去を行う。

この際、特殊な技術又は器材等が必要な場合は、府に対して、要員の派遣及び機械器具の調達・斡旋を要請する。

第２節　安否情報の収集・報告・照会及び回答

１　安否情報の収集

⑴　市長は、避難住民及び武力攻撃等災害により死亡し又は負傷した者の安否情報を収集する。

⑵　収集の対象者

安否情報として収集する対象者は、要避難地域の市民等であって、指定された避難所に避難している者又は要援護者等で収容施設等に避難している者及び武力攻撃等災害により死亡し又は負傷した者を主対象とし、帰宅困難者及び親戚・知人宅等への避難者は原則として含まないものとする。

なお、要避難地域において残留する者の安否情報については、警察及び市民等の協力を得て、可能な限り収集に努める。

⑶　収集する項目及び方法

ア　安否情報の収集は、様式第１号及び様式第２号の項目について、必要事項を可能な範囲で、市職員自ら又は警察及び病院等の関係機関並びに収容施設の管理者等の協力を得て行う。なお、これらの機関に対し、安否情報の収集への協力を要請するにあたっては、当該協力が各機関の業務の範囲において自主的な判断に基づくものであることに留意する。

イ　安否情報の収集・提供を行なう場合は、総務省（消防庁）が運用する安否情報システムを利用するなど、効率的かつ安定的な安否情報の収集・提供を行なうものとする。

【様式第１号】（第１条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（　　年　月　日　　時　　分）

①　氏名	
②　フリガナ	
③　出生の年月日	年　　月　　日
④　男女の別	男　　女
⑤　住所（郵便番号を含む。）	
⑥　国籍	日本　その他（　　）
⑦　その他個人を識別する情報	
⑧　負傷（疾病）の該当	負傷　　非該当
⑨　負傷又は疾病の状況	
⑩　現在の居所	
⑪　連絡先その他必要情報	
⑫　親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、〇で囲んでください。	回答を希望しない
⑬　知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、〇で囲んでください。	回答を希望しない
⑭　①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか〇で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注１）本収集は国民保護法第９４条第１項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第９５条第１項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注２）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注３）「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注４）回答情報の限定を希望する場合は、備考欄に記入願います。

【様式第２号】（第１条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（　　年　月　日　　時　　分）

①　氏名	
②　フリガナ	
③　出生の年月日	年　　月　　日
④　男女の別	男　　女
⑤　住所（郵便番号を含む。）	
⑥　国籍	日本　その他（　　）
⑦　その他個人を識別するための情報	
⑧　死亡の日時、場所及び状況	
⑨　遺体が安置されている場所	
⑩　連絡先その他必要情報	
⑪　①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
＊備考	

（注１）本収集は国民保護法第９４条第１項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第９５条第１項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注２）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注３）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注４）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		**連絡先**	
同意回答者住所		**続柄**	

（注５）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

(4)　安否情報の整理

ア　市長は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報については、その旨がわかるように整理しておく。

イ　安否情報システムの運用が開始された場合は、同システムに電子データを入力することによって整理する。

２　知事に対する安否情報の報告

(1)　報告方法

市長は、収集、整理した安否情報を、原則として、安否情報省令に規定する様式第３号に必要事項を記載した書面（電子データ）を、安否情報の整理を円滑に行う観点から、電子メールで送信する。

電子メールによる報告ができない場合や緊急の場合は、口頭、電話、ファクシミリその他適宜の方法で行う。

【様式第３号】（第２条関係）

安　否　情　報　報　告　書

報告日時：　年　　月　　日　　時　　分

市町村名：　　担当者名

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷疾病の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の住所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の有無	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表への同意	備考

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
３　「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
４　武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
５　⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

(2)　報告時期

安否情報の報告は、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の救援その他の国民（緊急対処）保護措置の実施状況を勘案し、市長の判断により適時に知事に報告するほか、知事から報告時期の指定があった場合は、当該時期に従って報告する。

３　安否情報の提供

(1)　安否情報の照会の受付

ア　市は、安否情報の照会窓口を各区役所に設置するとともに、照会窓口の電話及びファクシミリ番号、メールアドレスを、市民等に周知する。

イ　市民等からの安否情報の照会については、原則として、安否情報省令に規定する様式第４号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付けるが、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

【様式第４号】（第３条関係）

安　否　情　報　照　会　書

年　　月　　日

総務大臣
（都道府県知事）　　殿
（市町村長）

申請者
住　　所　（居　所）
氏　　名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第９５条第１項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由（〇を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）		①　被照会者の親族又は同居者であるため。 ②　被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため ③　その他 （　　）
備　　考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏　　名	
	フ リ ガ ナ	
	出 生 の 年 月 日	
	男　女　の　別	
	住　　所	
	国　　籍（日本国籍を有しない者に限る。）	日本　　その他（　　）
	その他個人を識別するための情報	
＊　申請者の確認		
＊　備　　考		

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とします。
２　法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
３　「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
４　＊印の欄には記入しないで下さい。

⑵　安否情報の回答

市長は、安否情報の照会があったときは、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分留意のうえで、様式第５号による書面で速やかに回答する。

なお、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

【様式第５号】（第４条関係）

安　否　情　報　回　答　書

年　　月　　日

殿

総務大臣
（都道府県知事）
（市町村長）

年　月　日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。

避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被照会者	氏　　名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住　　所	
	国　　籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日　本　　その他（　　）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他の必要情報	

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
３　「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
４　武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
５　安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

⑶　照会の要件と回答の内容

安否情報の照会を行う者の本人確認等を身分証明書などにより行う等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、次の要件と回答内容を基準に、安否情報省令第５条に規定する様式第５号により回答する。

要　　件	回　答　内　容
本人の同意がないとき 又は 公益上特に必要があると認められないとき	避難住民に該当するか否か 及び 死亡し又は負傷しているか否か
本人の同意があるとき 又は 公益上特に必要があると認められるとき	①　氏名 ②　生年月日 ③　性別 ④　住所 ⑤　国籍（日本国籍を有しないものに限る。） ⑥　個人を識別するための情報（①から⑤のいずれかに掲げる情報が不明な場合） ⑦　居所（死体の所在） ⑧　負傷・疾病状況（死亡日時・場所・状況） ⑨　連絡先 ⑩　その他（安否の確認に必要と認められる情報 ①から⑩のうち必要最小限の情報を回答する。

４　日本赤十字社に対する協力

市長は、日本赤十字社から協力依頼があった場合は、市が保有する安否情報のうち、外国人に関するものを提供するなど必要な協力を行う。

５　個人情報の保護等への配慮

市長は、安否情報の収集・提供を行うにあたっては、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、個人情報の保護に十分配慮するものとする。また、場合によっては、安否を気遣う家族の心情に配慮する必要があることに留意する。

第４章　武力攻撃等災害への対処

第１節　関係機関の役割

１　国の役割

国は、武力攻撃等災害の防除及び軽減のため、自ら必要な措置を講ずるとともに、（国）対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、武力攻撃等災害の発生の防止や災害への対処等の措置を適切に実施するよう、その方針を示した上で、直ちに指示することとされている。

また、内閣総理大臣は、国民保護法の規定するもののほか、都道府県知事の要請があったときは、（国）対策本部長の求めに応じ、武力攻撃等災害を防除し、及び軽減するため、対処基本方針等に基づき、関係大臣を指揮し、必要な措置を講じさせることとされている。

２　府の役割

府は、府域に係る武力攻撃等災害を防除又は軽減するため、武力攻撃等災害への対処に関する必要な措置を講ずることとされている。

知事は、武力攻撃等により多数の死者が発生した場合や、放射性物質や危険物質等による武力攻撃等災害が発生し、国民（緊急対処）保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、自ら武力攻撃等災害を防除及び軽減することが困難であるときは、（国）対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請することとされている。

３　市・消防機関の役割

市は、市の区域に係る武力攻撃等災害を防除及び軽減するため、武力攻撃等災害への対処に関する必要な措置を講ずる。

市長は、市の区域に係る武力攻撃等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、知事に対し、（国）対策本部長に上記要請を行うよう求める。

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃等による火災から保護するとともに、武力攻撃等災害を防除し、及び軽減する。

第２節　応急措置等の実施

市長は、武力攻撃等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、関係機関との連携のもと、退避の指示、警戒区域の設定、消火・救助・救急活動など、応急措置等を実施する。

この場合、市は、武力攻撃等災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のための措置を講ずる。

１　武力攻撃等災害の兆候の通報

⑴　情報収集及び連絡体制の強化

市は、国の対処基本方針等が定められた場合は、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定を受けない場合にあっても、危機管理センター又は危機管理対策本部等の体制をとって、市域内において武力攻撃等災害が発生した場合における情報収集連絡体制を強化する。

⑵　発見者の通報

武力攻撃等災害の兆候(武力攻撃等に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など)の発見者は、遅滞なく、その旨を市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報することとされている。

⑶　市長への通報

消防吏員、警察官、海上保安官は、武力攻撃等災害の兆候（武力攻撃等に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など）を発見した者から通報をうけたときは、速やかに、その旨を市長に通報し、それができないときは、速やかに知事に通報することとされている。

⑷　知事への通知

市長は、武力攻撃等災害の兆候を発見した者、又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃等災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

⑸　近隣市町村長への連絡

市長は、武力攻撃等災害が近隣市町村にも及ぶおそれがあると認めるときは、速やかに、その旨を近隣市町村長に連絡する。

２　緊急通報

⑴　緊急通報の発令

ア　知事は、武力攻撃等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、次の内容の武力攻撃災害緊急通報（以下、「緊急通報」という。）

を発令するものとされている。

【緊急通報の内容】

① 武力攻撃等災害の現状及び予測

② その他、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

イ 知事は、緊急通報を発令したときは、直ちにその内容を市町村長、府の他の執行機関並びに関係指定（地方）公共機関に通知することとされている。

⑵ 緊急通報の伝達・通知

市長は、緊急通報の発令の通知を受けたときは、直ちに、警報の場合と同様の方法で緊急通報の伝達・通知を行う。

３ 退避の指示

⑴ 退避の指示者

ア 市長は、武力攻撃等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃等災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市民等に対し、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃等災害の及ばない場所（屋内を含む。）に逃げるよう、退避の指示を行う。

なお、退避の必要がなくなったときは、退避の指示を解除する。

イ 知事は、武力攻撃等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃等災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行うこととされている。

ウ 警察官又は海上保安官は、市長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないとき、又は市長若しくは知事からの要請があったときは退避の指示を行うとされている。又、市長、知事、警察官、海上保安官のいずれもが退避の指示をすることができないと認める場合に限り、出動を命ぜられた自衛官も行うとされている。

⑵ 退避の指示に伴う措置

ア 市長は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに市民等に伝達する。又、知事、その他の関係機関に通知するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。

イ 退避の指示を解除したときは、広報車、立て看板等市民等が十分に了知できる方法でその旨を公示する。また、知事等に通知するとともに、放送事業者に連絡する。

ウ 市長は、知事、警察官等から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容についての情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

⑶　屋内退避の指示

下記のように、その場から移動するよりも、屋内にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるときは、屋内への退避を指示する。

ア　ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、市民等が何ら防御手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内の場所にとどまる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

イ　ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも、屋内にとどまる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

⑷　安全の確保等

ア　市は、退避の指示を伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないように国及び府からの情報や市で把握した武力攻撃等災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、府警察、海上保安部等と連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ　市の職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市は必要に応じて、府警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど、安全確認を行ったうえで活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ　市長は、武力攻撃災害において退避の指示の伝達を行う市の職員に対して、必ず特殊標章を交付し、着用させる。

４　警戒区域の設定

⑴　警戒区域の設定

ア　市長は、武力攻撃等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等からの通報内容、関係機関からの情報提供及び助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

イ　市長は、警戒区域の設定に際しては、（市）対策本部に集約された情報のほか、府警察、海上保安部等、自衛隊などからの助言を踏まえて、その範囲を決定する。また、事態の状況の変化を踏まえて警戒区域の範囲の変更を適切に実施する。

その際、ＮＢＣ攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

ウ　知事は、武力攻撃等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うこととされている。

エ　警察官又は海上保安官は、市長若しくは知事による措置を待ついとまがないとき、又は市長若しくは知事からの要請があったときは警戒区域の設定を行うとされている。又、市長、知事、警察官、海上保安官のいずれもがその場にいない場合に限り、出動を命ぜられた自衛官も行うとされている。

⑵　警戒区域の設定に伴う措置

ア　市長は、警戒区域を設定したときは、努めてロープ、標示板で区域を明示し、広報車等を活用し、市民等に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

イ　警戒区域内には、交通の要所に職員を配置し、府警察、海上保安部、消防機関などと連携して、武力攻撃等災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ　市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けたときは、警戒区域を設定した理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整する。

⑶　安全の確保

市は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員等の安全の確保に十分配慮する。

５　消火・救助・救急活動

市長は、消防機関による武力攻撃等災害への対処措置が適切に行われるよう、事態の状況や被害に関する情報の早急な把握に努めるとともに、府、府警察及び海上保安部などと連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。

⑴　消防活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防法、消防組織法その他の法令に基づき、武力攻撃等災害から市民等を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消防活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃等災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃等災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した以下の活動を行う。

ア　災害発生状況の把握

高所見張り、ヘリコプター、高所カメラ等を通じて被災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

イ　応急活動

⑺　消火活動

ａ　初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、武力攻撃等災害の状況、建物状況、延焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

ｂ　延焼形態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧にあたる。

⑴　救助・救急活動

ａ　府警察及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の探索を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

ｂ　延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

⑵　相互応援

ア　市長は、市の区域内の消防力では十分に消火・救助・救命活動が実施できない場合、負傷者を搬送するヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、相互応援協定等に基づく消防の応援を要請する。

イ　市長は、前ア項による消防の応援のみでは十分な対応がとれないと判断した場合又は武力攻撃等災害の規模に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

ウ　市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の整備を行う。

また、消防の応援を受けた場合、消防局等は、火災の状況、地理、水利の情報を応援部隊等に対し積極的に提供するものとする。

エ　市は、消防機関とともに、移送先の選定、移送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。また、海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、海上保安部等に応援を要請する。

⑶　安全の確保

ア　市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対して、二次被害を生じることがないよう国の現地対策本部及び（府）対策本部からの情報を（市）対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、府警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ　市域が被災していない場合で、被災市町村長から要請又は相互応援協定、知事又は消防庁長官からの指示に基づき消防局等が応援を行うとき、市長は、武力攻撃等の状況及び予測、武力攻撃等災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

ウ　消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては消防局等と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

エ　市長もしくは消防長又は水防管理者は、武力攻撃災害において特に現場で活動する市職員、消防職員等、水防団員などに対し、必ず特殊標章を交付し着用させる。

⑷　現地調整所の活用

市は、府、府警察、海上保安部等及び自衛隊の部隊などと、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、現地調整所において、情報連絡を緊密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図る。

⑸　市民等への協力要請

市長若しくは消防吏員その他の市の職員は、市の区域に係る武力攻撃等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃等災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。

なお、要請を行う者は、要請を受けて武力攻撃等災害への対処に関する措置の実施に必要な援助の協力をする者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

６　事前措置

⑴　市長は、武力攻撃等災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃等災害が発生した場合にこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の所有者又は管理者に対して、必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずるよう指示する。

緊急を要する場合は、当該設備又は物件の所在地を管轄する警察署長又は海上保安部長等に対し、必要な指示を行うよう要請する。

⑵　知事が緊急の必要があると認めて自ら上記の指示を行い、指示をした旨の連絡を受けたときは、その指示の内容を確認するとともに、関係機関に通知する。

７　応急公用負担

⑴　市長は、市の区域において武力攻撃等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、次の応急公用負担を行う。

① 他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石その他の物件を使用し、若しくは収容すること。

② 武力攻撃等災害が発生した現場の工作物等（対処措置の実施の支障となるもの）の除去その他必要な措置

この際、工作物を除去した場合は、これを保管するものとし、保管に係る手続は災害対策基本法第６４条第３項から第６項までの規定に準ずる。

⑵ 上記の措置は、知事、警察署長、海上保安部長等が行う場合がある。これら職権を行うことができる者がその場にいないときに限り、出動を命ぜられた部隊の自衛官の職務について準用されることとされている。

第３節 生活関連等施設の安全確保

１ 国、府及び関係機関等の役割

武力攻撃等事態において、武力攻撃等災害の発生又はその拡大を防止するために、生活関連等施設の安全確保については、次のとおり役割が定められている。

⑴ 国及び国の機関

ア 内閣総理大臣は、対処基本方針等に基づき、関係大臣を指揮し、危険の防除、周辺住民の避難その他当該生活関連等施設の安全確保に必要な措置を実施する。

イ 国家公安委員会は、都道府県公安委員会に対し、立入制限区域の指定について、必要な指示を行う。

ウ 指定（地方）行政機関の長は、関係機関の意見を聴いて、生活関連等施設の管理者に対して、施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請する。

この場合、要請を行った旨を、直ちに、知事に通知する。

⑵ 府及び府の機関

知事は、関係機関の意見を聴いて、生活関連等施設の管理者に対して、施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請する。

知事は、安全の確保のため必要があると認めるときは、府公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を要請する。

⑶ 府公安委員会

府公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らし特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺地域のうち、必要とする区域を立入制限区域に指定する。警察官は、特に施設管理者の許可を得た者以外の者に対し、当該区域への立入制限や立入の禁止、区域からの退去を命ずることができる。

⑷ 海上保安部等

海上保安部長等は、知事から要請があったとき、又は事態に照らし特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺地域のうち、必要とする区域を立入制限区域に指定する。海上保安官は、特に施設管理者の許可を得た者以外

の者に対し、当該区域への立入制限や立入の禁止、区域からの退去を命ずることができる。

⑸　生活関連等施設の管理者[指定（地方）行政機関及び地方公共団体の長が管理者の場合を含む。]

内閣総理大臣の指示、又は知事・指定（地方）行政機関の長の要請を受けたときは、施設の安全確保のための必要な措置を講ずる。その際、行政機関等に対し、施設の安全確保のために必要な支援を求める。

⑹　警察及び消防機関

生活関連等施設の管理者からの支援の求めに応じて、施設の安全確保のための支援を行う。

２　対象施設

生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設で、政令で定められたものをいう。

①　国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

②　その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

政令で定められた施設	施設の対象範囲が示されている法律
①　発電所（最大出力５万KW以上） 変電所（使用電圧１０万V以上）	電気事業法
②　ガス工作物	ガス事業法
③　取水・貯水・浄水施設又は配水池（１日につき１０万m^3　以上の供給能力を有するもの）	水道法
④　鉄道施設、軌道施設（１日あたりの平均的な利用者が１０万人以上）	鉄道事業法、軌道法
⑤　電気通信事業用交換設備（電気通信回線及び移動端末設備が３万未満のものを除く。）	電気通信事業法
⑥　放送用無線設備	放送法
⑦　水域施設又は係留施設	港湾法
⑧　滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港整備法及び航空法
⑨　ダム	河川管理施設等構造令
⑩　危険物質等の取扱所	国民保護法

３　市が実施する生活関連等施設の安全確保

⑴　生活関連等施設の状況の把握

市は、武力攻撃等災害の発生のおそれがあるときは、市の区域内にある生活関連等施設の安全に関する情報を自ら又は消防局若しくは府及び関係機関等から収集する。

⑵　知事に対する安全確保のための措置の要請の求め

市は、市の区域内にある生活関連等施設（自ら管理する施設を除く。）について、安全の確保が必要であると認めるときは、知事による当該施設の管理者に対する安全の確保のための措置についての要請を行うよう求める。

⑶　消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限りの支援を行う。

⑷　市が管理する施設の安全確保

ア　市長は、武力攻撃等事態においては、自らの判断に基づき、あるいは内閣総理大臣の指示又は知事・指定（地方）行政機関の長の要請を受けたときは、施設の安全確保のための必要な措置を講ずる。

この場合、市長は、必要に応じ、府警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

イ　市が管理する施設の警備の強化の基準は、次のとおりとする。

㈠　国内（市域内及び近隣市町村を除く。）において武力攻撃等災害が発生した場合、又は府域内において発生する可能性があると認められる場合

ａ　有人施設にあっては、必要に応じ、要員を増員して施設内のパトロール等を実施するとともに、府警察に対して、必要な支援を要請する。

ｂ　無人施設にあっては、職員を配置し、前項に準ずる措置を実施する。

ｃ　施設の入り口等に守衛等を配置して、出入門者の身分確認及び監視を行う。

㈡　市の区域内又は近隣市町村において武力攻撃等災害が発生した場合

ａ　全ての施設に職員を配置するとともに、府警察に対して、必要な支援を要請する。

ｂ　必要に応じ、知事に対して、府公安委員会に対する立入制限区域の指定について要請するよう求める。

ウ　市は、生活関連等施設に該当しない施設であっても、生活関連等施設に準ずる施設（基準に該当しない浄水・配水・貯水施設）については、必要に応じ前記に準じて施設の安全確保のための措置を実施する。

第４節　危険物質等に係る武力攻撃等災害の発生の防止

１　指定（地方）行政機関及び地方公共団体の責務

指定（地方）行政機関の長及び地方公共団体の長は、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等に係る武力攻撃等災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、警備の強化を求めるなど災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならないとされている。

２　危険物質等

危険物質等とは、武力攻撃等事態において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で次のものをいう。

① 消防法第２条第７項の危険物（指定数量以上のもの）

② 毒物及び劇物取締法第２条第１項及び第２項の毒物及び劇物（同法の毒物劇物営業者、特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うもの）

③ 火薬類取締法第２条第１項の火薬類

④ 高圧ガス保安法第２条の高圧ガス

⑤ 原子力基本法第３条第２号の核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する事業者等並びに当該事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者が所持するもの）

⑥ 原子力基本法第３条第３号の核原料物質

⑦ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第２条第２項の放射性同位元素及びこれによって汚染された物（許可届出使用者等が所持するもの）

⑧ 薬事法第４４条第１項及び第２項の毒薬及び劇薬（同法第４６条第１項の薬局開設者等が取り扱うもの）

⑨ 電気事業法第３８条第３項の事業用電気工作物（発電用のもの）内における高圧ガス保安法第２条の高圧ガス

⑩ 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第２条第１項に規定する生物剤及び第２項に規定する毒素（業として取り扱う者が取り扱うもの）

⑪ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第２条第１項の毒性物質（同法の許可製造者、許可使用者、承認輸入者、廃棄義務者、届出をした者が所持するもの）

３　市長等が命ずることのできる危険物質等に係る措置

(1)　対象物質

市長が措置を講ずるよう命じることができる危険物質等は、下記のとおりである。

ア　消防局が所轄する区域に設置される消防法第２条第７項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は所轄区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第２９条）

イ　毒物及び劇物取締法第２条第１項の毒物及び同第２項の劇物（同法第３条第３項の毒物劇物営業者、同法第３条の２第１項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第４条第１項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第５条第１項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

⑵　措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃等災害の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、前⑴号に掲げる危険物質等の取扱者に対して、次の措置を講ずるよう命ずる。

①　危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については消防法第１２条の３、毒物劇物については国民保護法第１０３条第３項第１号）〔措置１〕

②　危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第１０３条第３項第２号）〔措置２〕

③　危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第１０３条第３項第３号）〔措置３〕

物質の種類と対象範囲を示す法律		措置命令者	措置		
			措置１	措置２	措置３
①	危険物 【消防法】	総務大臣 知事 市町村長	第１２条の３	○	○
②	毒物及び劇物 【毒物及び劇物取締法】	厚生労働大臣 知事 保健所設置市の長（＊） 特別区の長（＊）	○	○	○
③	火薬類 【火薬類取締法】	経済産業大臣 国土交通大臣 府公安委員会	第４５条	同左	同左
④	高圧ガス 【高圧ガス保安法】	経済産業大臣 知事	第３９条	同左	同左
⑤	核燃料物質（汚染物質含む） 【原子力基本法】	原子力規制委員会	□	□	□

⑥	核原料物質 【原子力基本法】	原子力 規制委員会	○	○	○
⑦	放射性同位元素（汚染物質含む） 【放射線障害防止法】	原子力 規制委員会	第３３条第４項	同左	同左
⑧	毒薬及び劇薬 【薬事法】	厚生労働大臣 知事	○	○	○
⑨	事業用電気工作物内の高圧ガス 【電気事業法】	経済産業大臣	○	○	○
⑩	生物剤及び毒素 【生物兵器禁止法】	主務大臣	○	○	○
⑪	毒性物質 【化学兵器禁止法】	経済産業大臣	○	○	○
備考	１　「＊」は、地域保健法第５条第１項の政令で定める市 ２　「○」は国民保護法第１０３条第３項、「□」は同法１０６条の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 ３　ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第２条第７号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。				

⑶　（市）対策本部での調整

避難住民の運送などの措置において、前⑴号に掲げる危険物質等が必要となる場合は、関係機関と（市）対策本部で所要の調整を行う。

⑷　危険物質等の管理状況の報告の求め

市長は、前⑵号の措置命令を実施するため必要があると認めるときは、前⑴号に掲げる危険物質等の取扱者に対して、危険物質等の管理状況についての報告を求める。

第５節　ＮＢＣ攻撃による災害への対処

１　国及び府の役割

⑴　国

ア　内閣総理大臣は、ＮＢＣ攻撃による汚染が生じ、人の生命、身体又は財産に危険が生じるおそれがあると認めるときは、対処基本方針等に基づき、関係大臣等を指揮し、汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大を防

止するための措置を講じなければならないとされている。また、この場合において国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、併せて被災者の救難及び救助に関する措置を講じなければならないとされている。

又、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請することとされている。

イ　指定（地方）行政機関の長は、汚染の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、次に掲げる措置を行うものとされている。

①　汚染され、又は汚染された疑いがある「飲食物、衣類、寝具その他の物件」の占有者に対し、当該物件の移動を制限し、又は禁止し、又は当該物件を廃棄すべきことを命ずること。

②　汚染され、又は汚染された疑いがある「生活の用に供する水」の管理者に対し、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命ずること。

③　汚染され、又は汚染された疑いがある「死体」の移動を制限し、又は禁止すること。

④　汚染され、又は汚染された疑いがある「飲食物、衣類、寝具その他の物件」を廃棄すること。

⑤　汚染され、又は汚染された疑いがある「建物」への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。

⑥　汚染され、又は汚染された疑いがある「場所」の交通を制限し、又は遮断すること。

⑵　府

知事は、内閣総理大臣からの要請に基づき、前⑴号イ項の「汚染の拡大を防止するための措置」を行うとともに、関係市町村長、関係消防組合の管理者若しくは長、又は府警察本部長に対し必要な協力を要請することができるとされている。

２　市が実施するＮＢＣ攻撃による災害への対処

⑴　応急措置の実施

市長は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその周辺地域の市民等に対し、屋内退避を指示するとともに、関係機関からの助言等を得て、速やかに、警戒区域の設定を行う。

市は、関係機関等から汚染物質等に関する情報を入手し、対応可能な範囲で、汚染物質及び汚染範囲の特定、被災者の救助等の活動を行う。

⑵　汚染拡大防止のための措置

ア　市長は、知事から前⑴号イ項の「汚染の拡大を防止するための措置」についての協力を要請されたときは、府、府警察及び消防局等と調整してこれらの措置を実施する。

イ　前⑴号イ項の「汚染の拡大を防止するための措置」①～④を講ずるときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

また、⑤、⑥を講ずるときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。差し迫った必要があるときは、現場における指示をもってこれに代える。

①　当該措置を講ずる旨

②　当該措置を講ずる理由

③　当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（前⑴号イ項の①～④を講ずるとき）、若しくは対象となる建物又は場所（前⑴号イ項の⑤、⑥を講ずるとき）

④　当該措置を講ずる時期

⑤　当該措置の内容

⑶　関係機関との連携

市は、ＮＢＣ攻撃が行われた場合は、（市）対策本部に、府警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関からの職員等の派遣を要請し、（市）対策本部において被害に関する情報、関係機関が有する専門的知見、対処能力等の情報を共有し、必要な対処を行う。

この際、必要により、防護服の着用等の安全を確保した上で、災害発生現場に職員を派遣して、現場で活動する関係機関の部隊等の担当者と現地調整所において情報の共有に努める。

⑷　汚染原因に応じた対応

市は、ＮＢＣ攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び府との連携の下、それぞれ次の点に留意して対処する。

①　核攻撃の場合

核攻撃による災害が発生した場合は、（国）対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染範囲の特定に資する被災情報を、直ちに、府に報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を適切に実施する。

②　生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、保健所又は衛生研究所を活用し、府警察等の関係機関と連携して、速やかに消毒等の措置を行う。その際、措置にあたる要員には防護服を着用させる。

③　化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因

物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助等に資する情報収集を行うとともに、安全に対応可能な範囲での活動を行う。

⑸　要員の安全確保

市は、現場で活動する要員に危険が及ばないよう防護服を着用させるほか、災害の状況等の情報収集に努め、当該情報を現場で活動する要員に速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全確保に特に配慮する。

第６節　保健福祉・衛生

市は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障害者等避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うとともに、府及び社会福祉協議会等関係団体と協力し、必要な福祉サービスが継続的に実施できるよう努める。

また、市は、府と連携して、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施し、必要に応じ、健康相談等窓口を設置する。

１　防疫活動

⑴　市は、感染症法、災害防疫実施要綱（厚生労働省）及び国民保護法第１２１条の規定による特例に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、必要に応じ、防疫活動を実施する。

⑵　市は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。

⑶　市は、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症患者発生時は、感染症指定医療機関等と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。

⑷　市は、次の防疫活動を実施する。

ア　消毒措置の実施（感染症法第２７条）

イ　ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症法第２８条）

ウ　避難所の防疫指導

エ　衛生教育及び広報活動

⑸　市は、防疫に必要な薬品を調達、確保する。

⑹　市は、府の指示により、臨時予防接種を行う。（予防接種法第６条）

⑺　市は、自らの防疫活動が十分ではないと認められるときは、府に協力を要請する。

⑻　その他、感染症法等により、自ら措置を行う。

【参　考】

類　型	感　染　症　名
一類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、南米出血熱
二類感染症	重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウィルス属 SARS コロナウィルスであるものに限る。)、急性灰白髄炎、ジフテリア、結核、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスＡ属インフルエンザＡウイルスであってその血清亜型がＨ５Ｎ１であるものに限る。)
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症

２　食品衛生監視活動

市は、食品衛生監視班を編制し、食品衛生協会等関係機関と密接な連携をとりながら、次の業務を実施する。

①　避難所その他の臨時給食施設及び食品の衛生監視及び検査
②　被災した食品関係営業施設の衛生監視及び検査
③　食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視及び検査
④　飲料水の衛生監視、検査
⑤　その他の食品に起因する危害発生の排除
⑥　食品情報の提供

３　飲料水衛生確保対策

⑴　市は、避難先地域における感染症等の防止のため、府と連携して、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項について、市民等への情報提供を実施する。

⑵　市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を確保する。

⑶　市は、水道施設の被害状況を把握するとともに、供給能力が不足又は不足すると予想されるときは、府に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

４　避難住民等の健康維持活動

市は、府と連携して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等被災者の健康維持に必要な活動を行う。

⑴　巡回相談等の実施

ア　避難住民等の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及

び応急仮設住宅において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

イ　避難住民等の栄養状況を把握し、食糧の供給機関との連絡をとり、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。

ウ　高度医療を要する在宅医療者を把握し、適切な指導を行う。

⑵　心の健康相談等の実施

ア　災害による心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

イ　環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を開設する。

５　福祉サービスの提供

市は、府と連携して、被災した高齢者・障害者等に対して、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、関係団体の自発的な協力を得て、継続的に福祉サービスの提供を行う。

⑴　福祉ニーズの把握

市は、被災した高齢者、障害者等に対して、必要な福祉サービスが組織的、継続的に提供できるよう、府と連携して、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

また、被災により保護者を失う等の要保護児の迅速な発見、保護に努める。

⑵　支援活動

市は、府と連携して、被災した高齢者、障害者等に対して、関係団体の自発的な協力を得て、ホームヘルパーの派遣等必要な在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

⑶　緊急入所等

市は、府と連携して、被災により、居宅、避難所等で生活できない高齢者、障害者等について、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難又は関係団体の自発的な協力を得て、社会福祉施設及び介護保険施設への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

６　応援要請

市は、防疫活動、食品衛生監視活動、健康維持活動及び福祉サービスの提供において、市単独での対処が困難になった場合は、府及び近隣市町村に応援を要請する。

７　動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な

考え方について（平成１７年８月３１日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の保護について、所要の措置を講ずるよう努める。

第７節　廃棄物の処理

市は、府と連携して、廃棄物処理法及び国民保護法第１２４条の規定による特例に基づき、し尿、ゴミ及び瓦礫について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施する。

１　し尿処理

⑴　初期対応

ア　上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域（安全な地域に限る。）におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。

イ　し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

ウ　被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者、乳幼児、女性に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

⑵　処理活動

ア　速やかに、し尿処理体制を確保する。

イ　消毒剤、消臭剤及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。

ウ　必要に応じて、府及び近隣市町村に応援を求めるとともに、関係団体等に協力の要請を行う。

２　ゴミ処理

⑴　初期対応

ア　避難所をはじめ被災地域（安全な地域に限る。）におけるゴミの収集処理見込み量を把握する。

イ　ゴミ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

⑵　処理活動

ア　被災地の生活に支障が生じないように、ゴミの収集処理を適切に行う。

イ　必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。

ウ　防疫上、早期の収集が必要な生活ゴミは、迅速に収集処理する。

エ　消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

オ　必要に応じて、府、近隣市町村に応援を求めるとともに、関係団体等に協力の要請を行う。

３　がれき処理

(1) 初期対応

ア　がれきの発生量を把握する。

イ　がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

⑵　処理活動

ア　がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

イ　がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。

ウ　アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、市民等及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

エ　必要に応じて、府、近隣市町村に応援を求めるとともに、関係団体等に協力の要請を行う。

第８節　被災情報の収集・報告・公表

１　情報収集活動

⑴　市長は、区役所及び出先事務所等並びに市民等からの通報により武力攻撃等に伴う被災状況を把握するとともに、関係機関等を通じて積極的に情報を収集する。

この際、消防局の高所カメラを活用するとともに、被災地域が特定できる場合は職員を直接現地に派遣して詳細な情報の収集に努める。

⑵　収集した情報は、庁内ＬＡＮを利用して関係部署に通知するとともに、（市）対策本部等において整理し、適時に（市）対策本部長に報告する。

２　知事に対する報告及び関係機関への通知

⑴　市長は、火災・災害等速報要領（昭和５９年１０月１５日消防災第２６７号消防庁長官通知）に基づき、武力攻撃等災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃等災害の状況の概要、人的・物的被害の状況等について、電子メール、ファクシミリ等により、直ちに、第一報を知事に報告する。

⑵　市長は、府に対する第一報の被災情報の報告後も、随時被災情報の収集に努め、新たに判明した事項については、知事が指定する時間に第二報以下として、知事に報告する。

ただし、新たに重大な被害が発生した場合など、緊急に報告する必要があると認めるときは、「火災・災害等速報要領」に基づき報告する。

⑶　収集した情報は、速やかに関係機関等に通知するとともに、情報の信頼性等の確認を行う。

３　公表

市は、市民等に対する情報提供に当たっては、事態の推移、国民（緊急対処）保護措置の実施状況等について、広報担当者により、正確かつ積極的な情報提供に努める。

また、提供する情報の内容について、府に通知し、情報交換を行う。

第９節　文化財の保護

１　府が実施する文化財の保護措置

⑴　重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

ア　府教育委員会は、府の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃等災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合は、所定の手続きに従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知することとされている。

イ　当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、府教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡することとされている。

⑵　国宝等の被害を防止するための措置の施行

ア　府教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続きに従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たることとされている。

イ　府教育委員会は、職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝との管理責任者を定めるとともに、当該者は、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならないとされている。

２　文化財の保護措置に対する協力

市は、重要文化財等及び国宝等の被害状況を把握して、府（府教育委員会）に報告する。

また、府教育委員会が実施する重要文化財等に関する命令又は勧告、国宝等への被害を防止するための措置を実施するため必要な情報を提供するとともに、府（教育委員会）の求めに応じて文化財の所有者等との連絡調整に当たる。

第５章　石油コンビナート等地域における災害対処

市は、石油コンビナート等特別防災区域において武力攻撃等災害が発生した場合は、周辺地域を含む石油コンビナート等地域における災害対処を適切に実施する。

第１節　武力攻撃等災害への対処のための体制の確立

１　原因が不明な事案が発生した場合

⑴　危機管理センター、危機管理対策本部又は災害対策本部の設置

市は、石油コンビナート等特別防災区域において、原因が不明な事案が発生した場合は、「大阪府石油コンビナート等防災計画」に定める防災体制に応じて、次のとおり本部組織を立ち上げる。

①　府が第一次又は第二次防災体制をとるときは、市は危機管理センターを開設する。

②　府が総合防災体制をとるときは、市は危機管理対策本部又は災害対策本部を開設し、危機管理対策本部又は災害対策本部室内に現地本部を併設する。

⑵　危機管理対策本部又は災害対策本部と現地本部との関係

ア　危機管理対策本部又は災害対策本部は、住民の避難、避難住民等の救援、災害の拡大防止等の措置を総合的に実施するとともに、「大阪府石油コンビナート等防災計画」に定める市の役割分担に基づく措置を実施する。

イ　現地本部は、防災本部からの指示に基づき、危険物質等による災害の拡大防止のための措置を行う。

ウ　危機管理対策本部又は災害対策本部と現地本部は、災害に関する情報を共有し、災害への対処措置を行う場合は、措置の内容について相互に調整する。

２　（市）対策本部の設置の指定を受けた場合

⑴　（市）対策本部の設置

市長は、対策本部の設置の指定の通知を受けた場合は、直ちに（市）対策本部を設置し、危機管理対策本部又は災害対策本部を設置している場合はこれを廃止する。この場合において、現地本部が併設されている場合は（市）対策本部室内に引き続き併設する。

⑵　（市）対策本部と現地本部との関係

ア　（市）対策本部長は、住民（周辺の市民等を含む。）の避難、避難住民等の救援及び武力攻撃等災害への対処等の国民（緊急対処）保護措置を総合的に推進する。

イ　現地本部は、防災本部からの指示に基づき、危険物質等による災害の拡大防止のための措置を行う。

ウ　（市）対策本部長は、国民（緊急対処）保護措置として実施する第４章第４節に定める危険物質等に係る災害の拡大を防止するための措置については、現地本部又は防災本部に要請する。

エ　防災本部からの指示に基づき現地本部が実施する措置については、（市）対策本部に通知するよう、（府）対策本部長に要請する。

⑶　武力攻撃等事態の認定が行われた場合における「大阪府石油コンビナート等防災計画」との関係

第１章第６節に定める関係機関の役割のうち、避難及び救援に関する部分は、国民保護法が適用されるため、国民（緊急対処）保護措置として本編第２章及び第３章に基づき実施する。

第２節　避難

１　警報の伝達

⑴　石油コンビナート等地域の市民等及び特別防災区域内の一般事業者に対する警報の伝達は、本編第２章第１節に定めるところにより実施する。

⑵　特定事業所に対する警報の伝達は、防災行政無線のほか、「大阪府石油コンビナート等防災計画」に定める連絡体制にしたがって行う。

２　避難の指示

⑴ 石油コンビナート等地域の市民等及び特別防災区域内の一般事業者に対する知事からの避難の指示の伝達は、本編第２章第２節に定めるところにより実施する。

⑵　特定事業所に対する避難の指示の伝達は、防災行政無線のほか、「大阪府石油コンビナート等防災計画」に定める連絡体制にしたがって行う。

⑶　市長は、知事からの避難の指示を待ついとまがないと認めるときは、直ちに周辺の市民等に対し退避の指示を行う。

この場合、次項⑴号の一時集合場所を退避先として指示する。

３　避難実施要領の策定

⑴　周辺の市民等の避難

石油コンビナート等地域の市民等及び特別防災区域内の一般事業者の避難にあたっては、本編第２章第３節第２項の要領に準ずるほか、次の事項についても考慮する。

① 一時集合場所を特別防災区域の近傍（１～２Kmを基準　旧大阪府産業廃棄物処分場所等）及び特別防災区域内の安全な場所にあらかじめ定めておく。

② 旧大阪府産業廃棄物処分場所からの避難については、海上保安部等、府警察、消防機関及び自衛隊等と連携して、海路（船舶）又は空路（ヘリコプター）の使用を計画する。

(2) 特定事業所の避難

特定事業所の従業員等の避難については、大阪府石油コンビナート等防災計画に基づき、特定事業所があらかじめ作成した避難計画を準用する。

この場合、避難先は、原則として、一時集合場所とし、一時集合場所からの避難については本計画による。

４　避難誘導

⑴ 陸上における避難誘導は、本編第４章第３節第４項の要領に準ずる。

⑵ 海路を利用する場合は、乗・下船位置に職員等を配置するほか、海上における誘導は、海上保安部長等に要請する。

⑶ 空路を利用する場合は、発着地点に職員等を配置する。

第３節　避難住民等の救援

本編第３章による。

第４節　武力攻撃等災害への対処

１　石油コンビナート等災害防止法の適用

石油コンビナート等特別防災区域における武力攻撃等災害への対処にあたっては、石油コンビナート等災害防止法が適用されることになっており、適用にあたり、市長は、異常現象の発生と発生した災害の状況及びその実施した措置の概要について、石油コンビナート等防災本部へ報告することとされている。

２　生活関連等施設の安全確保

市は、石油コンビナート等地域にある生活関連等施設の安全確保については、本編第４章第３節によるほか、以下の措置を行う。

⑴ 立入制限区域設定等

ア　石油コンビナート等地域における武力攻撃等災害の発生のおそれがあるときは、知事に対し、特別防災区域の全域及び必要に応じ周辺地域（海上を含む。）の立入制限区域への指定を要請するよう求める。

イ　市長は、周辺地域（海上を除く。）が立入制限区域に含まれる場合は、あらか

じめ知事と指定区域の範囲及び指定区域内の市民等に対する措置について調整する。

⑵　警戒区域の設定

ア　市長は、武力攻撃等災害が発生し、周辺地域に拡大するおそれがある場合は、ただちに、該当する地域を警戒区域に設定するとともに、市民等の安全確保のための避難若しくは退避の措置の必要性について、知事と調整する。

イ　市長は、警戒区域の設定にあたっては、知事あるいは立入制限区域を指定する府公安委員会又は海上保安部長等と、区域の設定又は指定あるいはその範囲について調整する。

この場合、警戒区域と立入制限区域が重なる場合は、原則として立入制限区域の指定を優先し、警戒区域の設定は行わないものとし、指定区域内における国民（緊急対処）保護措置は（府）対策本部長が総合調整するよう要請する。

３　危険物質等に係る武力攻撃等災害の発生防止

本編第４章第４節に定めるところによる。

４　NBC攻撃による災害への対処

第４章第６節によるほか、次の措置を行う。

⑴　石油コンビナート等特別防災区域において核兵器等による攻撃が行われ、被災者の救難及び救助の措置が必要なときは、特定事業所の管理者は、事業所内の最も安全な施設に従業員を避難させ、国による措置の指示があるまで従業員等の安全を確保するものとする。

この際、石油コンビナート等特別防災区域内に在る市民等に対しても施設を開放して受け入れるものとする。

⑵　市長は、知事から避難の指示が行われると予想されるときは、状況に応じて知事に対し、海路及び空路からの避難を要請する。

⑶　市長は、知事からの避難の指示を待ついとまがないと認めるときは、海上保安部長等に海路からの退避を要請するとともに、知事に対し必要な支援を要請する。

第 6 章　国 民 生 活 の 安 定

1　生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下、「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買い占め及び売り惜しみを防止するための措置等を府等の関係機関と連携して実施する。

2　避難住民等の生活安定等

⑴　被災児童・生徒等に対する教育

市教育委員会は、府教育委員会と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料等の減免、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

⑵　公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告及び申請等の書類の提出、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3　生活基盤等の確保

⑴　水の安定的な供給

市は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃等事態において水を安定的かつ適切に供給するために、府と連携して必要な措置を講ずる。

⑵　公共的施設の適切な管理

市は、河川管理施設、道路及び港湾等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

第３編　平素からの備え

第１章　組織体制の整備

第１節　市における組織・体制の整備

１　市の各部局における平素の業務

市の各部局は、国民（緊急対処）保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにするため、次の表に掲げる業務のための準備やそれらに関係する業務を行う。

部局名	平素からの準備業務や関係業務
市長公室	・（市）対策本部長の諸事に関すること。 ・国に対する緊急要望に関すること。 ・来賓応対に関すること。 ・市民等への武力攻撃等の状況などの提供に関すること。 ・武力攻撃等に係る緊急ホームページに関すること。 ・報道機関への情報提供及び連絡に関すること。 ・災害映像記録に関すること。 ・市民等からの広聴に関すること。 ・被災情報の収集、公表等に関すること。
危機管理室	・国民保護協議会の設置、運営に関すること。 ・堺市国民保護計画推進のための総合調整に関すること。 ・（市）対策本部の設置、運営及び事務局の庶務に関すること。 ・武力攻撃等災害関係予算その他財務に関すること。 ・国民保護に関する庁内体制の整備に関すること。 ・被害情報の収集・伝達の総括に関すること。 ・職員の参集に関すること。 ・警報及び緊急通報の内容の伝達、避難実施要領の策定及び避難の指示に関すること。 ・避難住民の誘導、その他住民の避難に関する措置の統括に関すること。 ・避難住民等の救援の実施の統括に関すること。 ・自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めなどに関すること。 ・退避の指示、警戒区域の設定、被災情報の収集その他の武力攻撃等災害への対処に関する措置の実施に関すること。 ・安否情報の収集体制の整備に関すること。 ・特殊標章等の交付等の統括に関すること。

	・避難施設の指定等に関すること。 ・防災行政無線の整備・運用統制等に関すること。 ・避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄計画等に関すること。 ・避難住民を受け入れた場合の備蓄物資等の供給に関すること。 ・堺市域全域を対象とする国民保護に係る教育に関すること。 ・国民（緊急対処）保護措置を実施するための訓練に関すること。 ・国民（緊急対処）保護措置の実施にかかわる権利利益の救済の総合調整に関すること。 ・他府県との相互応援に関すること。
総　務　局	・（市）対策本部の施設面に関すること。 ・庁舎等の警備の強化、安全の確保に関すること。 ・他市町村及び防災関係機関との調整に関すること。 ・武力攻撃等事態における他部局及び市町村の応援に関すること。 ・国・府との事務連絡に関すること。 ・職員の服務及び安全の確保等に関すること。 ・職員参集状況の把握に関すること。 ・職員の給与、給食に関すること。 ・他市町村等に対する職員の派遣の要請、あっせんに関すること。
財　政　局	・資金措置に関すること。 ・損失補償等に関すること。 ・武力攻撃等災害の復旧に係る財政上の措置に関すること。 ・武力攻撃等災害の復旧・復興に係る計画策定に関すること。 ・災害情報の統計的とりまとめに関すること。 ・共用公用車両の運行管理、配車計画に関すること。 ・緊急物資の調達、あっせんに関すること。 ・災害復旧時の復旧用資材の調達、あっせんに関すること。 ・市税の減免に関すること。 ・市税の徴収猶予等に関すること。
市民人権局	・区役所及び区役所間の連絡調整に関すること。 ・堺市自治連合協議会等との連絡調整に関すること。 ・日本赤十字社大阪府支部との連絡調整に関すること。 ・堺市各区赤十字奉仕団との連携調整に関すること。 ・生活関連物資等の価格の安定等に関すること。

	・人権侵害の救済に関すること。
文化観光局	・外国人・観光客等に対する安全確保及び支援体制の整備に関すること。 ・文化財保護に関すること。
環　境　局	・自然環境の保全と回復に係る施策の調整及び推進に関すること。 ・武力攻撃等災害による産業廃棄物及び避難住民のゴミ等の処理に関すること。 ・廃棄物処理施設等の維持管理に関すること。
健康福祉局	・避難行動要支援者(障害者・高齢者等)の避難・救援のシステムに関すること。 ・堺市社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 ・武力攻撃等災害時の医療体制の整備計画に関すること。 ・医師会、歯科医師会、薬剤師会等との協定に関すること。 ・武力攻撃等災害における遺体の火葬処理に関すること。 ・武力攻撃等災害における保健衛生に関すること。 ・武力攻撃等災害時医薬品、医療器材等の備蓄及び供給体制の整備に関すること。 ・感染症予防等防疫活動に関すること。 ・食品衛生の監視活動に関すること。 ・飲食物の安全確保に関すること。 ・武力攻撃等災害時のペットの一時収容施設対策に関すること。 ・避難住民等の健康維持活動に関すること。
子ども青少年局	・被災乳児・幼児の臨時保育に関すること。 ・乳児・幼児の避難・救援に関すること。 ・乳児・幼児の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 ・避難乳児・幼児の心身の健康保持に関すること。
産業振興局	・中小企業に対する武力攻撃災害に関する融資に関すること。 ・港湾関係諸機関との連絡調整に関すること。 ・被災事業者に対する雇用維持の要請に関すること。 ・被災農水産業者に対する緊急融資に関すること。 ・農作物及び家畜の防疫に関すること。 ・漁港施設対策に関すること。 ・耕地関係復旧事業の指導調整に関すること。 ・避難所としての勤労者総合福祉センターに関すること。
建築都市局	・公共交通関係機関との連絡調整に関すること。 ・公営住宅の応急復旧・復興に関すること。

	・被災住宅の応急危険度判定に関すること。 ・市有建築物の応急復旧に関すること。
建　設　局	・避難路における障害物の排除に関すること。 ・道路交通の確保に関すること。 ・広域避難地の機能を有する都市公園の整備に関すること。
区　役　所	・現地国民保護(緊急対処事態)対策本部の設置、運営及び事務局の庶務に関すること。 ・現地国民保護(緊急対処事態)対策本部内組織の運用に関すること。 ・現地国民保護(緊急対処事態)対策本部の施設面に関すること。 ・安否情報の収集及び提供に関すること。 ・特殊標章等の交付等に関すること。 ・避難住民(避難行動要支援者を含む。)の収容・救援に関すること。 ・区役所庁舎等の警備強化等安全確保に関すること。 ・市民等からの相談に関すること。 ・災害用物資・資機材の備蓄管理に関すること。 ・自治会、自主防災組織等との連絡調整に関すること。 ・区域を対象とする国民保護に係る教育、訓練の企画に関すること。
消　防　局	・消防に関する組織の整備に関すること。 ・消防に関する教育及び訓練に関すること。 ・消防に関する物資、資器材の整備に関すること。 ・消防施設の充実整備に関すること。 ・災害通信伝達体制の整備に関すること。 ・消防相互応援体制の整備に関すること。 ・災害情報の収集に関すること。 ・災害応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること。 ・救助、救急、救護活動に関すること。 ・消防活動情報の収集、伝達及び広報に関すること。 ・消防活動要員の確保に関すること。 ・消防団の要請及び指揮に関すること。
上下水道局	・水道水の安定的な供給に関すること。 ・上下水道施設の安全管理等に関すること。 ・上下水道の広域応援の要請に関すること。 ・給水の制限・停止に関すること。
教育委員会	・幼児・児童・生徒の避難・救援に関すること。

	・幼児・児童・生徒の安全確保及び支援体制に関すること。 ・避難所としての市立学校等に関すること。 ・避難幼児・児童・生徒の心身の健康保持に関すること。 ・被災児童・生徒等の教育に関すること。

２　職員の配備体制の整備

⑴　２４時間即応体制の確立

市は、市の当直体制を維持して、２４時間即応体制を確保する。

⑵　参集職員への連絡網の整備

市は、武力攻撃等事態の発生時に、幹部職員及び国民保護担当職員等が迅速に参集できるよう、職員招集システムを引き続き改善・整備するように努める。

⑶　代替職員の確保

市は、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指名しておく。

その際、対策本部等要員については特に重視し、確実に参集できるよう適切な人選を行う。

３　参集職員の所掌事務

市は、参集した職員が円滑に事務を遂行できるよう、武力攻撃等事態における所掌事務について、国民（緊急対処）保護措置に係る事務と本来事務との調節・事務の再構築をあらかじめ行っておく。

４　（市）対策本部の機能確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、（市）対策本部を設置した場合において、その機能が確保できるよう、以下の項目についてあらかじめ定める。

①　交代要員の確保その他職員の配置
②　食料、燃料等の備蓄
③　仮眠設備等の確保
④　対策本部の予備施設の指定　　等

第２節　関係機関等との連携

１　連携体制の整備

⑴　防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃等事態への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連

携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

⑵　関係機関との連絡先一覧の作成等

市は、指定（地方）行政機関、指定（地方）公共機関、消防機関、警察、自衛隊、海上保安署及び自主防災組織等の関係機関及び協力団体等の連絡先の一覧を作成・更新する。

⑶　関係機関との情報共有

市は、関係機関との意見交換・情報交換の場を設置する（又は設置されている場合は参加する）等により、関係機関との情報の共有化を図る。

⑷　応援体制の整備

市は、大規模な武力攻撃等災害が発生した場合や武力攻撃等災害が長期にわたるような場合に備えて、近隣市町村をはじめ広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに市の区域を越える救援等を実施するための応援協定の締結など、広域応援体制を整備する。

２　消防機関との連携

市は、国民(緊急対処)保護措置の実施にあたっての消防職員等の果たす役割の重要性をかんがみ、人事異動等により、危機管理室と消防局との緊密な連携体制を確保する。

３　府との連携

⑴　府の連絡先一覧の作成等

市は、緊急時に連絡すべき府の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話・ファックス番号、電子メールアドレス等）等の一覧を作成・更新する。

⑵　府との情報共有

市は、府と連携した対応が行えるよう、市町村防災・危機管理担当部課長会議等の場を活用するなどして、緊密な情報の共有を図る。

４　府警察との連携

市は、自ら管理する道路について、武力攻撃等事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察と必要な連携を図る。

５　他の市町村との連携

⑴　近隣市町村との情報共有

市は、地域ブロック単位での会議の場を活用するなどして、市域を越える広域的な対応が円滑に実施できるよう、平素から、近隣市町村と緊密な情報の共有を図るとともに、緊急連絡網の整備・更新を図る。

⑵　相互応援体制の整備

市は、武力攻撃等事態において、市町村間で人的及び物的な相互応援ができるよう、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うなどにより、相互応援体制を整備する。

⑶　消防機関の連携体制の整備

消防局は、消防活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うことなどにより、消防機関相互の連携を図る。

６　指定（地方）公共機関等との連携

市は、指定（地方）公共機関等の連絡先一覧を作成・更新するとともに、国民（緊急対処）保護措置の実施について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定等の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

また、市域内の事業所の国民保護措置に係る自発的な取り組みを支援するとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

７　ボランティア団体等に対する支援

市は、国民（緊急対処）保護措置の実施にあたり、市民等の自発的な協力が得られるよう、広報・啓発や活動支援を行う。

⑴　自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を促進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、国民（緊急対処）保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。

⑵　自主防災組織等以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃等事態においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第３節　研修

１　研修の実施

市は、国民（緊急対処）保護措置の実施時において、措置従事者の適切な対応を確保するため、国民（緊急対処）保護措置の実施に必要な知識について、職員に対する研修を自ら実施するほか、府等の関係機関と連携協力し、消防団員などの措置従事者

への研修を推進する。

２　市職員に対する研修

市は、本計画に盛り込まれた措置が円滑に実施できるよう、危機管理室を中心として、各部課等の基幹となる職員の研修会等を開催するなどして国民（緊急対処）保護措置に関する知識の普及及び意識の向上等に努める。

また、危機管理を担当する専門職員を育成するため、次の国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

機　関　名	研　　修　　課　　程
自 治 大 学 校	危機管理論、危機管理演習　等
消 防 大 学 校	危機管理教育科トップマネージメントコース、危機管理教育科国民保護コース　等

３　府等関係機関と連携した研修

市は、府等関係機関と連携し、国民（緊急対処）保護措置の実施に従事する者に対して研修を行う。研修にあたっては、必要に応じて有識者を講師に招くとともに、国が作成するビデオ教材やｅーラーニングを活用する。

第４節　情報収集・提供

１　情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民（緊急対処）保護措置の実施状況、その他の情報等を収集及び整理し、関係機関及び市民等に対してこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

また、実施体制に必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

２　通信の確保

市は、武力攻撃等事態における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の拡充、デジタル化を推進し、通信体制の整備・拡充を図り、通信の確保に努める。

３　非常通信体制の確保・整備

市は、武力攻撃等災害発生時においても、情報の収集・提供を確実に行うため、情

報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常電源の確保、災害時優先電話の確保を図るなど、自然災害時における対応と平行して、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、市は、国民（緊急対処）保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備を図り、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

第５節　広報・啓発

１　広報・啓発体制の整備

市は、府や報道機関などと連携して国民保護に関する情報を迅速かつ正確に提供できるよう、あらかじめ災害広報責任者を選任し、提供すべき項目の整理や広報案文の事前調整などを行う。

２　市民等に対する広報・啓発

市は、国や府などの関係機関と連携しつつ、市民等に対し、広報誌、テレビ、ラジオ、パンフレット、インターネット等様々な機会を通じて、国民（緊急対処）保護措置の重要性について啓発を行う。

その際、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなどして、障害者、外国人等に配慮した啓発に留意する。

第６節　訓練

市は、単独に、又は国、府をはじめ関係機関、近隣市町村と共同し、防災訓練との有機的な連携を図りながら、国民（緊急対処）保護訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、実動訓練（人や物などを実際に動かす訓練）や図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意思決定等を行わせる訓練）など訓練形態を適切に選定しながら行うほか、市民等の自発的な協力を得て、住民参加型の訓練を実施する。

その際、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。

なお、訓練終了後は、訓練評価により課題や教訓を明らかにしたうえで、計画の見直し等に反映させる。

【訓練項目】

①　対策本部の設置・運営訓練

②　被害状況、安否情報などの収集・提供訓練

③　警報・避難の指示などの通知・伝達訓練

④　避難誘導訓練

⑤　救援実施訓練

第７節　備蓄

１　物資及び資材の備蓄・整備

⑴　防災のための備蓄の活用

市長は、住民の避難や避難住民等の救援などに必要な物資及び資材のうち、国民（緊急対処）保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるものについては、地域防災計画で定める備蓄品目や備蓄基準等を踏まえて備蓄・整備し、適宜備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握、点検等を行う。

⑵　国民（緊急対処）保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民（緊急対処）保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置・除染器具等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な医薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備を行うこととされているが、市としても、国の整備の状況を踏まえ、府と連携しつつ対応する。

２　府・近隣市町村・関係団体等と連携した備蓄・調達

市は、府及び近隣市町村と連携し、他の自治体からの避難住民の受入も想定した物資・資材の備蓄・調達に努める。また、大量に備蓄することが困難な品目などについては、関係団体・企業の協力を得て、災害発生時には優先的に調達することができるよう努める。

３　市が管理する施設及び設備の整備及び点検

⑴　施設及び設備の整備点検

市は、国民（緊急対処）保護措置の実施を念頭において、その管理する施設及び設備について、整備し、点検する。

⑵　ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により機能の確保を図る。

⑶　復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃等災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第２章　避難・救援・災害対処

第１節　避難

１　基礎資料の整備

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、公共交通機関の輸送力のリスト等必要な基礎資料を継続的に整備する。

２　警報の伝達・通知

⑴　警報等の伝達・通知先の確認

市は、知事から警報等の通知があった場合、これを伝達・通知すべき関係のある公私の団体等関係機関の連絡先、連絡方法等について確認しておく。

図：警報の伝達・通知

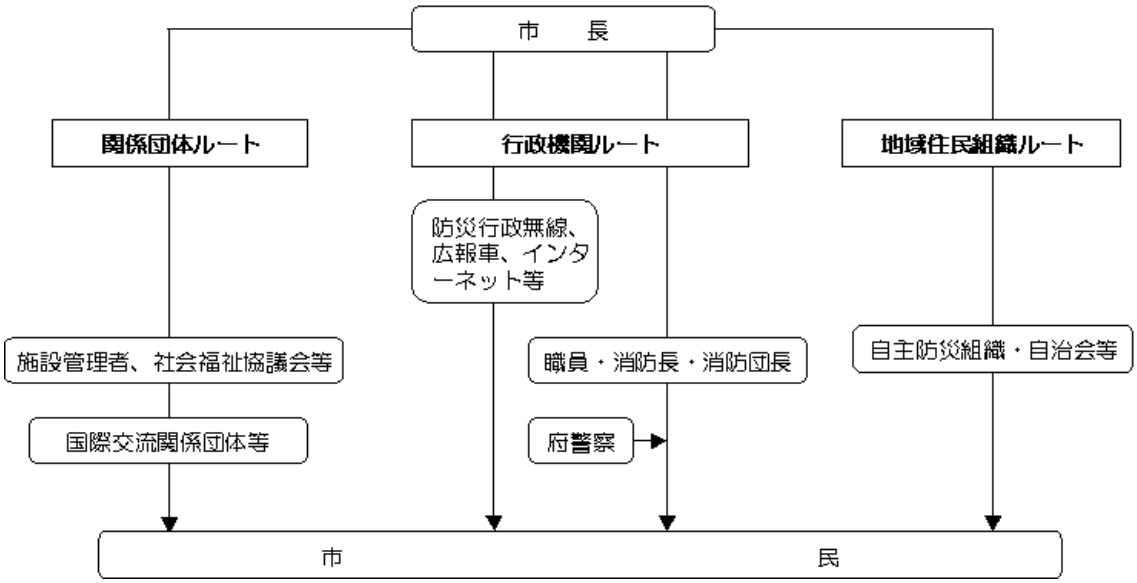

⑵　府警察との連携

市は、警報の内容の伝達を的確かつ迅速に行うため、市の伝達体制や伝達手段について、府警察に事前に情報提供するなど、協力体制を構築する。

⑶　伝達ルートの確保

市は、きめ細かく警報の内容を伝達するため、社会福祉施設、病院、民生委員児童委員会、社会福祉協議会等の福祉・医療関係者や、自治会、自主防災組織等の地域住民組織、外国人支援NPO団体等との協力体制を整備し、それらが構築しているネットワークを活用できるようにするなどして、高齢者、障害者、外国人等に配慮

した伝達ルートの確保に努める。

⑷　曜日、時間帯に配慮した伝達体制の確保

市は、府から警報の通知を速やかに伝達するため、曜日や時間帯別の伝達ルートや方法をあらかじめ検討し、体制の確保を図る。

⑸　大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、府から警報の通知を受けたときは、府との役割分担のもと、警報の伝達を行うこととなる市域内に所在する学校園、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、連絡先、連絡方法を確認しておく。

⑹　伝達方法の市民等への周知

ア　伝達用サイレンの周知

市は、国民保護に係る住民へのサイレン音（平成１７年７月６日付け消防運第１７号国民保護運用室長通知「国民保護に係る警報のサイレンについて（通知）」については、国・府と連携して、訓練等の様々な機会を活用して市民等に十分な周知を図る。

イ　伝達体制の周知

警報の通知を受けた放送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、速やかにその内容を放送するものとされていることから、市長は、市民等に対し、その旨を、あらかじめ周知する。

⑺　避難行動要支援者への伝達

市は、避難行動要支援者について、対象者の事前把握に努め、対象者への伝達ルート・手段をあらかじめ構築し又は確認するなどして、円滑な伝達に努める。

⑻　新たな伝達手段の検討

警報の伝達にあたっては、現在市が保有する伝達手段に基づき行うほか、携帯電話の一斉メールをはじめとした新たな伝達手段について検討する。

３　避難誘導

⑴　避難実施要領のパターンの作成

市は、市の他の執行機関、消防長、消防団長、府、府警察、海上保安部等、自衛隊などの関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル及び府の計画を参考に、複数の避難実施要領のパターン（市町村域を越えるパターンを含む。）を作成し、府に報告する。

この場合において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の避難方法、誘導方法等や昼間人口の存在、交通渋滞の発生状況などに配慮する。

⑵　避難行動要支援者の避難誘導

ア　社会福祉施設入所者、病院入院患者等

⑺　市は、病院、社会福祉施設等、自ら避難することが困難な者が滞在している施設の管理者に対し、職員による引率、保護者への連絡及び引き渡しなどのほか、車椅子や担架による移動補助、車両による搬送など、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施について努めるよう要請する。

あわせて、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について施設管理者と調整する。

⑴　重篤入院患者等、避難誘導中あるいは避難先において継続的に医療や介護を必要とする者については、その搬送手段、搬送先を、あらかじめ、医療機関や社会福祉施設関係機関と調整する。

イ　在宅者

市は、日頃から、高齢者、障害者その他の自ら避難することが困難な者の所在把握に努め、社会福祉協議会、民生委員児童委員会、介護保険事業関係者など福祉関係者等との連携・協力体制を整備し、自主防災組織、自治会等の地域住民の自発的な協力を得ながら、地域で避難行動要支援者の避難を支援する仕組みづくりに努める。

⑶　近隣市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難や退避を念頭に置いて、平素から、近隣市町村と想定される経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行うとともに、訓練を実施するなどして、緊密な連携を確保する。

⑷　学校園や事業所との連携

市は、学校園や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校園、事業所単位により集団避難できるよう、平素から、各学校園、各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

また、市及び市教育委員会は、自然災害時の対応に準じて、教職員等による引率、保護者への連絡及び引き渡しを行えるよう連絡網を整備するとともに、適切な避難誘導を行うことができるよう対応を確認する。

４　避難施設の指定及び解除等

⑴　国民保護避難施設の指定・解除

市長は、堺市地域防災計画で指定する避難所及び広域避難地については、本計画に基づく避難施設(国民保護避難施設)としての指定を行う。指定・解除手続等については、下記のとおりとする。

ア　市長が指定する施設については、文書で管理者（可能な限り所有者も）の同意を得るとともに、指定の通知を文書で行う。指定を受けた施設の管理者は、施設

の廃止又は用途変更を行う場合において、避難又は救援の用に供すべき部分の総面積の１０分の１以上の増減を伴う変更を加えようとするときは、市長に対して文書で届け出を行うものとする。

イ　指定の解除を行う場合は、文書により通知する。

⑵　国民保護避難施設に準ずる避難施設との協定の締結等

市は、状況に則して住民の避難を円滑に進めるため、有事の際に協力が得られる施設として、下記を例とした国民保護避難施設に準ずる避難施設との協定の締結等に努める。

ア　応急避難のための施設

①　集客施設等周辺地域における地下施設又は堅牢ビル等（集客施設そのものも含む。）

②　一般住宅等の密集地における堅牢ビル等

③　その他武力攻撃等災害が発生した場合に不特定多数の人が一時的に避難できる施設

イ　福祉避難施設

①　高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者を収容するための病院、福祉施設等

ウ　一時集合場所として使用できる施設

①　広大な駐車場や広場等

②　その他多数の人を輸送できる交通機関と直結できる施設

⑶　指定及び協定締結等の情報の共有化及び市民等への周知

市は、避難施設の指定及び協定締結等の状況について、府及び関係機関と情報を共有化するとともに、市民等への周知を図る。

５　運送の確保

⑴　運送事業者の輸送及び輸送施設に関する情報の把握

市は、府と連携して、府が保有する運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握・共有する。

⑵　運送経路の確認

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における避難住民の運送及び緊急物資の運送を円滑に行うため、運送車両の運行を確保するための経路等について、府警察及び道路管理者と協議するとともに、府と情報共有する。

また、市域を越えて円滑に避難誘導が行えるよう、経路等について、近隣市町村と協議しておく。

第２節　救援

１　救援に関する基本的事項

⑴　基礎資料の準備等

市は、的確かつ迅速に救援に関する措置を実施できるよう、その区域内の収容施設、関係医療機関のデータベース、備蓄リスト等の必要な基礎的資料を整備する。

⑵　府との調整

知事が行う救援と指定都市の長が行う救援における役割分担及び応援要領等について、あらかじめ府と綿密に調整しておく。

２　安否情報の収集・整理・提供

⑴　市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定め、必要な研修・訓練を行っておくとともに、府の安否情報収集体制（担当者の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

⑵　安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関についてあらかじめ把握しておく。

第３節　災害対処

１　被災情報の収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

２　生活関連等施設の安全確保

⑴　生活関連等施設の把握

市は、区域内に所在する生活関連等施設について、府を通じて把握するとともに、府との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について〔平成１７年８月２９日閣副安危第３６４号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知〕」に基づき、府警察等の助言を得て、自らの管理に係る生活関連等施設の安全確保の要領をあらかじめ定める。

⑵　市が管理する公共施設等における警戒

市長は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等に

おいて、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、府の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、府警察、海上保安部等との連携を図る。

第３章　特殊標章等の交付及び管理

市長は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理するため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

第１節　意義

１９４９年８月１２日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される赤十字標章等及び特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下、この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下、この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護されるとされている。

第２節　赤十字標章等

１　内容

⑴　特殊標章

第一追加議定書に規定される特殊標章（白地に赤十字）

⑵　信号

第一追加議定書に規定される特殊信号(医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報)

⑶　身分証明書

第一追加議定書に規定される身分証明書（様式のひな型は後掲のとおり）

⑷　識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等

２　交付及び管理

⑴　市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成１７年８月２日閣副安危第３２１号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」（以下、この項において「ガイドライン」という。）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

①　避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者

②　避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関又は医療関係者

③　①及び②に掲げる者から委託により医療に係る業務を行う者

(2)　市長は、市域内で医療を行う医療機関又は医療関係者（指定公共機関及び指定地方公共機関を除く。指定公共機関である医療機関については、所管の指定行政機関の長が、指定地方公共機関については知事が許可するものとされている。）から、赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

（白地に赤十字）

（表面）

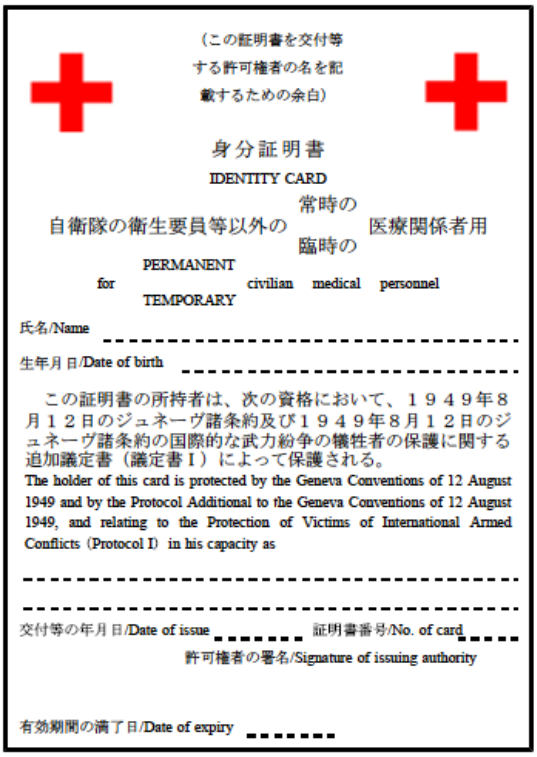

（裏面）

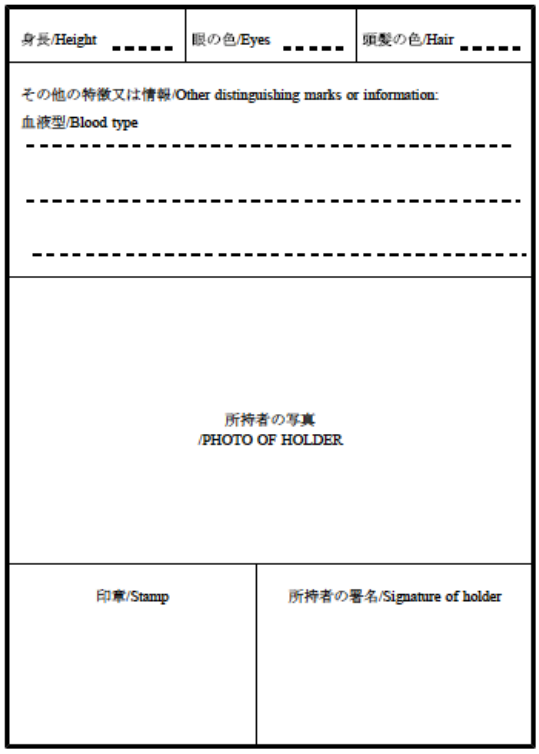

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、たて105ミリメートル））

（自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな型）

第３節　特殊標章等

１　内容

(1)　特殊標章

第一追加議定書に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

(2)　身分証明書

第一追加議定書に規定される身分証明書（様式のひな型は後掲のとおり）

(3)　識別対象

国民保護関係者、保護のために使用される場所等

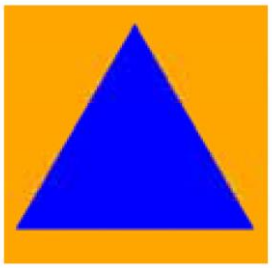

（オレンジ色地に青の正三角形）

（表面）

（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）

身 分 証 明 書
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用
for civil defence personnel

氏名/Name .....

生年月日/Date of birth .....

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年８月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年８月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定　書（議定書Ⅰ）によって保護される。
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as

.....

.....

交付等の年月日/Date of issue ..... 証明書番号/No. of card .....

許可権者の署名/Signature of issuing authority

有効期間の満了日/Date of expiry .....

（裏面）

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair .....

その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:

血液型/Blood type .....

.....

.....

所持者の写真
/PHOTO OF HOLDER

印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder

（日本工業規格Ａ７（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型）

２　特殊標章等の交付及び管理

⑴　指定行政機関の長、知事、府警本部長、市長、消防長及び水防管理者は、ガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、特殊標章等を交付及び使用させることとされている。

⑵　市長が交付できる対象者は次のとおりである。

①　国民保護措置に係る職務を行う市の職員（消防長・水防管理者が交付できる対象者を除く。）

②　国民保護措置に係る業務を行う消防団長及び消防団員

③　市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

④　市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑶　消防長及び水防管理者が交付できる対象者は次のとおりである。

ア　消防長

①　国民保護措置に係る職務を行う消防職員

②　消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

③　消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ　水防管理者

①　国民保護措置に係る職務を行う水防団長及び水防団員

②　水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

③　水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

⑷　市長、消防長及び水防管理者は、特殊表彰等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。

⑸　市は、ガイドラインに基づき、特殊標章等の制作、交付対象者の人選、使用に関する教育及び関係書類の作成等体制の整備を図る。

第　４　編　　復　旧　等

第　１　章　　施　設　の　応　急　復　旧

第１節　基本的事項

１　復旧のための体制・資機材の整備

市長は、所管する施設及び設備の被害状況の把握及び復旧を行うための体制及び資機材を整備するよう努める。

２　応急復旧の実施

市長は、武力攻撃等災害発生後、安全の確保に配慮したうえで、可能な限り速やかに、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧を行う。

３　通信手段の確保

市は、国民（緊急対処）保護措置を実施する上で重要な情報通信施設に障害が生じたときには、安全の確保に配慮したうえで、速やかに応急復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保する。

なお、復旧措置を講じても、なお、障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、府を通じて総務省にその状況を報告する。

４　府等に対する支援要請

市長は、自らの要員、資機材などで応急復旧できない場合は、必要に応じ、知事に対し、必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他応急復旧のために必要な措置の支援を求める。

なお、あらかじめ相互応援協定等が締結されている場合は、当該協定に基づき、他の市町村にも応援を求める。

５　主要施設の応急復旧

⑴　市は、武力攻撃等災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

なお、府から依頼があった場合は、市域内における応急復旧等の状況について、

情報提供する。

⑵　市は、武力攻撃等災害が発生した場合には、管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を府に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第２章　武力攻撃等災害の復旧

第１節　国における所要の法制の整備

国は、国民保護法第１７１条の規定に基づき、武力攻撃等災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置について、速やかに、法整備のための所要の措置を講ずることとされている。

また、大規模な武力攻撃等災害が発生したときは、武力攻撃等災害による被災状況等を踏まえつつ、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。

市は、国が示す方針に従って、府と連携し、市域の復旧を行う。

第２節　所要の法制が整備されるまでの復旧

１　市は、武力攻撃等災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域、施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

２　市は、被災の状況、地域の特性、関係する公共的施設の管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。

３　市は、復旧にあたって、その対象となる施設の被害状況、市及び府が定めた当面の復旧の方向等を考慮して実施する。

第３章　国民（緊急対処）保護措置に要した費用の支弁

第１節　国民（緊急対処）保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

１　国に対する負担金の請求

国民（緊急対処）保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、市は、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

２　関係書類の保管

市は、武力攻撃等事態において、国民（緊急対処）保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第２節　損失補償、損害補償及び損失補てん

１　損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償する。

２　実費弁償

市は、国民保護法に基づく要請又は指示に従って医療を行った医療関係者に対して、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

３　損害補償

市は、国民（緊急対処）保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者及び要請又は指示に従って医療を行った医療関係者がそのため死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、損害補償を行う。

４　総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、（府）対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民等の誘導に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続きに従い、府に対して損失の請求を行う。

第４章　市民等の権利利益の救済に係る手続等

第１節　市民等の権利利益の迅速な救済

市は、国民（緊急対処）保護措置の実施に伴う損失補償、国民（緊急対処）保護措置に係る不服申し立て又は訴訟その他の市民等の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

【市民等の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 （法第１５９条第１項）	特定物資の収用に関すること。（法第８１条第２項）
	特定物資の保管命令に関すること。（法第８１条第３項）
	土地等の使用に関すること。（法第８２条）
	応急公用負担に関すること。（法第１１３条第３項）
	車両等の破損措置に関すること。（法第１５５条第２項において準用する災害対策基本法第７６条の３第２項後段）
実費弁償 （法第１５９条第２項）	医療関係者への実費弁償に関すること。（法第８５条第１、２項）
損害補償 （法第１６０条）	市民等への協力要請によるもの。（法第７０条第１・３項、第８０条第１項、第１１５条第１項、第１２３条第１項）
	医療の実施の要請等によるもの。（法第８５条第１、２項）
不服申し立てに関すること。（法第６条、第１７５条）	
訴訟に関すること。（法第６条、第１７５条）	

第２節　市民等の権利利益に関する文書の保存

市は、市民等の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、間諸、協力者、要請者、内容等を記載した書類等）を、市文書管理規定等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民等の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃等災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

なお、市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃等事態が継続している場合及び国民（緊急対処）保護措置に関し不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。